

令和４年定例第４回市議会会議録（第３日）

令和４年12月８日午前９時30分定例第４回市議会をみやま市役所議場に招集した。

１．応招議員は次のとおりである。

１番	河 野 一 仁	９番	上津原 博
２番	森 弘 子	10番	荒 卷 隆 伸
３番	村 上 義 徳	11番	瀬 口 健
４番	奥 蘭 由美子	12番	壇 康 夫
５番	吉 原 政 宏	13番	中 尾 眞智子
６番	末 吉 達二郎	14番	中 島 一 博
７番	古 賀 義 教	15番	宮 本 五 市
８番	前 原 武 美	16番	牛 嶋 利 三

２．不応招議員は次のとおりである。

な し

３．出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

４．欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	梶 嶋 晋 治	係 長	宋 由美子
参 与	田 中 裕 樹	書 記	大 木 新 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松 嶋 盛 人	社 会 教 育 課 長	山 田 利 長
副 市 長	三重野 直 美	企 画 振 興 課 長 補 佐 兼 企 画 係 長	村 越 公 貞
教 育 長	待 鳥 博 人	総 務 課 人 事 係 長	廣 重 慶 輔
総 務 部 長	西 山 俊 英	企 画 振 興 課 地 方 創 生 係 長	福 山 武
保 健 福 祉 部 長	盛 田 勝 徳	子 ども 子 育 て 課 長 補 佐 兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 係 庶 務 相 談 担 当 係 長	高 岡 典 代
環 境 経 済 部 長	坂 田 良 二	福 祉 課 長 補 佐 兼 生 活 支 援 係 長	松 尾 一 幸
教 育 部 長	藤 吉 裕 治	福 祉 課 福 祉 総 務 ・ 障 が い 福 祉 係 福 祉 総 務 担 当 係 長	上 田 愛
総 務 課 長	平 川 貞 雄	介 護 支 援 課 高 齢 者 支 援 係 長	平 野 寿 美
財 政 課 長	大 坪 康 春	社 会 教 育 課 長 補 佐 兼 社 会 教 育 係 総 合 市 民 セ ン タ ー 企 画 ・ 運 営 担 当 係 長	渡 邊 満 昭
企 画 振 興 課 長	木 村 勝 幸	社 会 教 育 課 社 会 教 育 係 施 設 担 当 係 長	宮 川 浩 則
福 祉 課 長 兼 福 祉 事 務 所 副 所 長	末 吉 建	商 工 観 光 課 企 業 誘 致 推 進 室 長	垣 田 智 章
商 工 観 光 課 長	猿 本 邦 博		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（2日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
6	2	森 弘 子	1. みやま市に関する不祥事案の多発について
7	7	古 賀 義 教	1. 新築の「みやま市総合市民センター」の雨漏りについて 2. 山川町の自動運転の検証結果について
8	4	奥 蘭 由美子	1. 社会福祉協議会との連携で更なる市民福祉向上を
9	5	吉 原 政 宏	1. 市長のトップセールスとマネジメントについて
10	14	中 島 一 博	1. 市長のまちづくりの姿勢について
11	6	末 吉 達二郎	1. 市政での繰り返される信用失墜行為について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行っていただくようお願いいたします。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問をしていただきますようお願いをいたします。

また、会議規則第62条に基づきまして、市の一般事務の範囲外にわたる質問や通告をして

いない質問がないよう、通告書に沿って質問をしていただくようお願いいたします。

なお、会議規則第55条の規定のとおり、発言は全て簡潔にされるようお願いをいたします。

執行部につきましても、簡明な答弁をお願いいたしておきます。

それでは、順番に発言を許します。

まず、2番森弘子君、一般質問を行ってください。

○2番（森 弘子君）（登壇）

皆様おはようございます。今日は一般質問2日目です。議席番号2番、森弘子です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

松嶋市長におかれましては、2期目の市長当選おめでとうございます。これから4年間、市民の安心で安全なみやま市づくりに向けて強いリーダーシップを発揮していただきますようお願いします。

それでは、私の今回の質問は、みやま市に関する不祥事事案の多発についてお尋ねします。

具体的事項1として、道の駅みやまのニンニクの産地偽装に始まり、不祥事が多発しています。このことについて、これまで市の職員に対して、また委託先の会社に対して市長はどのような訓示をされたのか、詳しく教えてください。

また、先日の職員の不祥事についての記者会見の際、市長は出席されませんでした。全員協議会があっていたからかもしれませんが、みやま市のトップとして不適切な事件です。市民に対して、おわびをしなければならなかったのではないのでしょうか。

具体的事項2として、公金を横領した委託先の会社について。

市は、市が発注する業務に関して2か月間の指名停止とされました。

この問題は、5月に施設管理人の1人から会社に当該職員が処理した施設利用申請書の記載に不明な点があるとのことで会社に内部告発があり、会社は調査を開始しました。しかし、改善が認められないということで、複数の管理人が8月に市へ施設利用申請書の記載に不明な点があるとの告発がありました。9月に市は会社との面談を行い、早急に調査するよう指示をしました。そして、やっと本人に面談をして、着服の事実を本人が認めました。5月に内部告発があっても、この職員は公金を横領していたことになります。また、この5か月の間、会社は市への報告も全くせず、黙っていたことになります。公金横領を認めるまで、この内部告発をされた方の気持ちを思うと、どれだけ不安だったかと思います。そして、この着服は遡って確認書類が現存する5年間も行われていたということです。改善点はなかった

のでしょうか。

しかし、市は会社に2か月間の指名停止の処分しか行わず、ほかに市の業務を委託している分には処分せず、これでよいのでしょうか。

具体的事項3として、市長の報酬です。

先日行われた柳川みやま土木組合定例議会において、職員が不適切な入札事務を行ったことに対して、自らを戒め律するためと組合長及び副組合長の報酬を令和4年10月から令和5年3月まで無報酬とするための条例改正が行われました。市長の報酬が無報酬となっても不祥事案は止まらないと思いますが、この事案との整合性の違いはどのようなことでしょうか。

以上の3点について質問します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めましておはようございます。2日目の一般質問、答弁させていただきます。森議員のみやま市に関する不祥事案の多発についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のニンニクの産地偽装に始まり、多発している不祥事についてでございますが、令和2年7月に発覚した道の駅みやままでの農産物出荷者による産地偽装のニンニク販売以降、令和4年11月の本市職員による親睦会費の着服事案まで、近年、職員や第三セクター関係者などの不祥事などが多発したことにより、市民の皆様及び議員の皆様の信頼を著しく失墜させたことに対し、深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

不祥事案発生後の対応につきましては、「綱紀の厳正な保持について」と題しまして、文書により綱紀の保持及び服務規律の確保について徹底しております。

特に、信用失墜行為の禁止、職員倫理条例・規則の遵守、飲酒運転の撲滅について、それぞれ遵守すべき事項を示し、市民の皆様からの信用を取り戻すことを伝えております。

また、記者会見への出席につきましては、副市長をトップといたしまして私のおわび文を添えて、謝罪と再発防止策を徹底する旨をお伝えしております。

今回の職員による親睦会費の着服は、同種の不祥事が発生して2年も経過しない中で起きた事案でありますので、これまでの再発防止策が徹底できなかったことは非常に残念であり、また、深く反省しております。

このようなことを踏まえまして、今後二度と不祥事を起こさないようにすることが私の責務であり、これまでの再発防止策に加え、服務規律等の対面研修、そして個人面談などを徹底し、市民の皆様、そして議員の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の委託先のエムアンドエムについてでございますが、先般、市内体育施設管理業務委託業者の元従業員が施設使用料の一部を着服したことが判明いたしました。

そこで、本市といたしましては、10月25日から12月24日までの2か月間の指名停止処分の措置を講じているところでございます。このたびの事案は、市民サービスに携わる者としてあってはならない行為であり、委託業者に対しての管理監督が行き届かなかったことにつきましては、改めて深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

御質問の今後も公募に参加させるのかという点でございますが、現在の契約が令和5年5月31日までとなっております。その後の委託業者の選定につきましては、当該業者は既に指名停止期間を終了している状態となりますので、参加する条件は満たすものと考えております。

次に、3点目の市長の報酬についてでございますが、特別職の報酬などの減額につきましては、不祥事の内容及び市民への影響、類似事案の実績等を総合的に判断して決定する場合や市の財政健全化のために行う場合などがございます。

柳川みやま土木組合につきましては、私自身が副組合長という立場ではございますが、1つの地方公共団体でありますので、本市との関連性の御質問につきましては、市長としての発言は控えさせていただきます。

また、これまでの職員による不祥事につきましては、本市の組織としてのコンプライアンスを高め、二度と不祥事を起こさないように組織として取り組むことで市民の皆様、そして議員の皆様の信頼回復に努めることこそが私の責任であると考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）

市長、ありがとうございました。

先日、私のところにわざわざ新聞を持ってこられ、またやらかしてしまつと、どげんなつとねと聞きに来られた方もいらっしゃいました。

具体的事項1として、やはり皆さん、市長の生の言葉で事のてんまつとこれからの改善点、そして、おわびの言葉を聞きたいのだと思います。広報みやまに、市長のおわびの言葉を載せていただくべきではないでしょうか。市長、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その点につきましては、また内部で協議をいたしますけれども、基本的には、報道等にもきちんとおわびを申し上げておりますし、私のコメントも出させていただいておりますし、この場におきましても謝罪をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）

でも、皆さん、その新聞を読まれていない方もいらっしゃいますし、このように公金を横領されて、とても大切なことです。それが事件が起きてしまいましたので、市長のこの謝罪の文というのは必要だと思います。ぜひよろしくお願いします。

具体的事項2の件です。

先日報告された全員協議会でも、ある議員さんが委託業者を10月25日から12月24日の2か月間指名停止とすることですが、これによって業者にどのようなデメリットがあるのか、何の痛手もないのではないかと聞かれ、教育部長は、この間、みやま市が発注する業務の予定はないので、これによる痛手はないと思うが、社会的制裁という意味合いで、ほかの市町村における痛手はあるかもしれないと回答されました。このような緩い処罰でよいのでしょうか。市の大切な業務を委託しても大丈夫でしょうか。委託業者に対する指名停止の根拠の規定がないため、建設業者に対して行う指名停止措置の要綱を今回準用したとありますが、このような重い事件が起こってしまったので、要綱を直ちに改正すべきではないでしょうか。大切な市のお金を横領されたのです。会社は事件が内部告発されても市に届けず、分からなければそのままにしておくとも思われたのではないかと感じてしまいます。もう少し効果のある処分をしなければ意味がないと思います。

この事案を新聞で読まれた方は、悪いことをしても処分が緩いみやま市は、灰色がかっていると思っています。昨日も一般質問でありましたが、私たちが求めているのは公

明正大で、きれいな皆さんが住みやすいみやま市です。このような灰色がかっている市に魅力を感じる人はいないと思います。

今回の事件は、みやま市にとってダメージを受けてしまいました。ぜひきちんと悪いことをしたら処分される、次の入札には参加できないなど重い処分を受ける条例改正を求めます。市長、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

森議員のおっしゃる部分については拝聴いたしました。

処分の内容につきましては、懲戒審査委員会等を通じて懲戒を出したわけでございます。こういう業者に至っては、やはり総合的に今後は検討していかざるを得ないと思います。でするので、その辺も含めて今後検討をさせていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2 番森弘子君。

○2 番（森 弘子君）

ぜひ市長、よろしくお願いします。今まではこういう事案がなかったので、条例がなかったと思いますが、このようなことがこれからも起こる可能性があります。ぜひ条例改正を求めます。

具体的事項3についてです。

市長の報酬をカットしたって、このような不正事件は止まらないと思います。常に職員が監視をして、本来ならばこの仕事も職員がやるべき仕事の一つです。チェックを常に入れるなど気を引き締めて行っていただきたいと思います。5年間も見過ごされていたのです。市民もこのような事件があった後ですので、自分たちが払ったお金は大丈夫だろうかと思っている人も多いと思います。

市長が自らを戒め、市役所全体を引き締めることも大切だと思います。いかがでしょうか。この事件の後を受けて、私たちが力を合わせてよりよいみやま市をつくっていきたいと思います。この3つの点、どうぞよろしく御検討ください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

本市のこの不祥事事件、多発している件に関しては、改めて深くおわびを申し上げます。
誠に申し訳ございません。

やはり同じような事案が2回続くということは、やはり私も非常に憂慮していることでございますので、先ほども申し上げましたように、本市の組織としてコンプライアンスを高め、二度と不祥事を起こさないというしっかりした決意を、私もそうですし、職員全体に浸透していくように研修とか、いろんな場で上司との相談もするとかしながら、カウンセリングをしながら、そういうのを不正がないように努めてまいりますので、どうぞ御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

2番森弘子君。

○2番（森 弘子君）

ニンニクの偽装事件から11回も行われていることです。やっぱり皆さん、私たちもそうですが、気が緩んでいるとしか考えられません。みんなで気を引き締めて、住みやすいみやま市をつくっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これにて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、7番古賀義教君、一般質問を行ってください。

○7番（古賀義教君）（登壇）

おはようございます。7番議員古賀です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

市長の2期目の船出を祝い、首長としての強いリーダーシップと的確な判断、決断を今後期待しております。

今回は、総合市民センターの雨漏りと山川地区の自動運転事業について、市長の考えをお尋ねします。

まず、新築のみやま市総合市民センターの雨漏りについてお尋ねいたします。

みやま市にとって46億円もの費用をかけた総合市民センターが竣工を迎え、市民はいろいろな活動ができると期待し、待ち望んでいました。しかし、新築にもかかわらず、災害避難

をしているときに雨漏りがして、市民の期待を大きく裏切りました。業者は、全員協議会の中で雨漏り原因究明と補修をすると言いますが、補修しようにも雨漏りの原因が特定されないことには修理のしようがない、雨漏りは建物にとって最大の欠陥、不具合である。議会には総合市民センターの予算を承認した責任及び市民に対する説明責任があり、13か所の雨漏りの原因究明と補修内容についての把握の責務があります。雨漏りの原因を見つけて完璧な補修をすることはもちろんですが、雨漏りが起こったことによる今後の被害調査も重要と考えます。また、将来の雨漏りの保証期間と費用負担は誰の責任かを問います。

事項1、雨漏りは瑕疵になるかどうか。

市長として、竣工検査後に見つかった雨漏りという重大な欠陥や不具合は瑕疵と思われるか。

2、設計業者、監理業者の瑕疵について。

市長は、雨漏りという明らかな事実があるのに瑕疵を認めない設計業者や設計監理業者を、それぞれどう思われるのか。

事項3、13か所の雨漏りの原因究明とそれに対する的確な補修工事ができるのか、また、今後の補償についてお尋ねします。

13か所全ての雨漏りの原因調査結果に基づく補修方法の報告書は、いつまでにもらえるのか。今回の補修の費用負担及び将来の保証期間と費用負担は誰の責任かを問います。13か所の雨漏りと言っておりますけれども、浸水という言葉になるかもしれません。

雨漏りが引き起こす今後の被害について。

雨漏りが発生したことによって起こる見えない部分のさびや腐食の対応策を問います。今後も点検と被害調査を続けるべきと思うが、その考えはあるのかをお尋ねいたします。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

古賀議員の新築のみやま市総合市民センターの雨漏りについての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の雨漏りは瑕疵になるかどうかについてでございますが、9月18日から19日にかけて台風14号接近に伴う避難所開設を行っていた際、多目的ホール内に落水事象が生じ、

避難者の方々に不安を感じさせることになり、大変申し訳なく思っております。

現時点では原因の特定には至っていませんが、今回の案件につきましては契約不適合、いわゆる瑕疵に当たると考えております。

次に、２点目の設計業者、監理業者の瑕疵についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、原因の特定には至っておらず、設計や工事監理に明らかに瑕疵があるとは断言できませんので、引き続き、設計業者、工事監理業者にも原因の特定を求めてまいります。

次に、３点目の13か所の雨漏りの原因究明とそれに対する的確な補修工事ができるか、また、今後の補償についてでございますが、多目的ホール内に落水した箇所はあくまでも1か所であります。屋根の構造としては防水シートで浸入水を防いでおり、そのシートを保護するために鋼板で覆っております。そのため、今回、鋼板を撤去し防水シート面に散水試験を行いました。

御質問の13か所というのは、調査時、鋼板を撤去し防水シート面に散水試験を行った際に浸入水が検知されたのが13か所ということであり、そのうち7か所につきましては鋼板撤去に伴って生じた傷が原因と考えられ、既に補修を行っております。残りの6か所につきましては幾度か散水試験を実施しましたが、その後、浸入水は確認されておらず、原因の特定には至ってはいません。引き続き原因究明を行うこととしていますが、いつ特定できるかは現時点ではお示しいたしかねますので、御理解いただきたいと思います。

また、今回の漏水原因の調査や改修に係る費用負担につきましては、本市の負担はなく、原因となった責任に応じて、設計業者、工事監理業者及び施工業者が負担するものと考えております。保証期間についても同様に協議してまいります。

次に、４点目の雨漏りが引き起こす今後の被害についてでございますが、浸入水によって鉄骨等の他の部分に不具合が生じた場合は、原因となった責任に応じて設計業者、工事監理業者及び施工業者に解消していただく必要がありますので、随時点検を求めていく所存でございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

雨漏りは瑕疵になるかという今の質問の中の瑕疵とは、専門的な不動産用語で取引の目的である土地建物に何らかの欠陥があるという意味です。パソコンで出てきます。

市長に、雨漏りは瑕疵という回答を正式な場で求めさせていただきました。

以上です。

事項２、雨漏りの原因が特定されていないから、今の時点では設計業者に瑕疵があったとは言えないは理解できます。その同じ設計業者に監理も委託していたわけですが、その設計業者は監督管理をしていたと思いますか。誰でもいいですよ。

○議長（牛嶋利三君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

先ほどの御質問ですけれども、適切に監理していただいたというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7 番（古賀義教君）

雨漏りという事実は残っておるわけですよ。だから、施工者の監理をしていたならば、雨漏りはなかったのではないですか。どういう監理をしていたと思いますか。

○議長（牛嶋利三君）

誰が答弁するですか。山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

工事監理につきましては、設計図どおりに施工されているか、材料がちゃんと使われているか、そういうのを主にチェックするものです。

先ほど市長答弁にもございましたとおり、現時点で原因の特定はできておりませんので、設計に問題があったのか、監理に問題があったのか、ましてや施工に問題があったのか、そういうのをまだ断言できませんので、引き続き調査を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7 番（古賀義教君）

ですから、設計業者には瑕疵があったとは、今の段階ではまだ特定できませんから言えな

い、それは分かるんですよ。ただ、雨漏りの事実があった。設計どおりに施工業者が工事をした。しかし雨漏りがあった。市長の監理業者に対する考えは、思いは、どういう思いを持ってありますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほども答弁申し上げましたとおり、設計業者、監理業者に関しては、しっかり監督をしてもらっているものと私は信じておりました。

ですが、雨漏りという事態がございます。調査も進めてまいりましたけれども、やはり今後も継続して、そこはしっかりやっていってもらって、雨漏りのない、すばらしいみやま市総合市民センターとして市民の皆様に活用いただくように進めてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7 番（古賀義教君）

施工業者は瑕疵を認めていますよね。私はその施工業者を監督するのが監理業者と考えます。施工業者は認めているんですよ、瑕疵を。ああ、私が悪かったと。じゃ、それを管理監督していた監理業者に非はないんですか。施工だけが悪かったんですか。施工者だけが悪かったんですか。それを監理する人は悪くなかったんですか。そこはどうですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そのことも含めて今調査を進めているわけですので、その調査の中で、きちっとそこは判明してくるものだと思っております。何より一番の目的は、雨漏りのない総合市民センターを市民の皆様に使っていただくということですから、そこは責任持って、監理業者、また施工業者に補修等行っていただくということを私はしっかり考えているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7 番（古賀義教君）

先に行きます。ここでちょっと時間がございませんので。

9月18日に雨漏りを確認してから既に3か月になろうとしています、いまだに全容解明に至っていない。もう3か月ですよ。

日経アーキテクチュア、この本の名前はあまり聞かれたことはないかと思いますが、1976年、昭和51年に創刊して、月に2回出しておりますね。建築の総合情報誌に雨漏り防止策の講師として2年にわたり連載されているプロの雨漏りの専門家、創業150年の方の言葉です。ここでは雨漏りの原因特定の重要性を説明してあります。雨漏りは原因の特定が勝負、一度雨漏りしたら簡単に直らないのが雨漏りの怖さ。1か所の雨漏りでも雨の浸入箇所は複数ある場合が多い。雨漏り修理は調査の慎重さで決まり、原因の特定ができて初めて必要な工事が分かる。精密な調査、原因の特定なしで工事をするのは、外科手術が必要な病気を一時的に痛み止めの薬でだましているようなものです。根本的な治療がなされていない場合、必ず病気は再発しますから、再発しない補修工事が必要と述べてあります。

この日経アーキテクチュア、これは2千円します。月2回の発行、言いましたね。みやまの図書館に行ったんですが、ありませんでした。これは定期購読ですから書店にも置いていないです。ですから、福岡市の総合図書館から取り寄せたものです。今月の1日にですね。こういう専門誌があるんですよ。私は少しこれで勉強させていただいておりますけれども、市長は第三者機関や雨漏りの専門家に——この先生とは限らんですよ、調査を依頼する考えはありませんか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

まだ、今の時点では補修等を進めて調査をしている途中でございますので、その上でさらに雨漏り等が出れば再度考えないといけないと思いますが、まず調査をして原因追及する、そして安全・安心のみやま市総合市民センターであるということが大前提でございますので、今補修等をきちんとやってもらって、その後の調査で雨漏りがしないようにしてもらおうというのが、まず第一だと考えております。その次の段階で考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

3か月たって調査して分からないものは、本当に分かるのかということなんです。原因の特定ですよ。調査だけしたって、原因を特定、ここが悪い、ここをどうしなさい、どうせんと雨漏りが止まらないことを言わない、しないことには雨漏りは止まりませんよ。これは私の経験でも言っているわけですから。だから、原因の特定が今の業者、施工業者では本当にできるんですかということを言っているんですよ。

だから、いろんな第三者、議会の全員協議会の中でも出ていたじゃないですか、第三者を入れてよく調査をしなさいとか。私は雨漏りの専門家にどこか、この方はちょっと遠いですから、ほかにいらっしゃるか、そういう方を入れて、本当に今原因究明しておかんと。下まで落ちてこなくても、しみている可能性がありますよ。台風的时候は、またちょっと怖いんですけどね。市長、それは原因特定を早くせんといかんですよ。それをできる業者に見てもらわんといかん。3か月たっても見きらんごたるでは、私としては、ほかにも入れてやられたらどうですかということを提言しておるわけです。

この雨漏りについて市の顧問弁護士に相談されましたか、市長。いや、顧問弁護士に相談したかは市長は知っとかにやいかんでしょう。市長がせにやいかんですよ、顧問弁護士には。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

まだしていないということでございますが、今は、まだそういう面でしっかり原因追及及び補修をしているところでございますので、その上で、そういう部分が出てきたときに、きちんと進めたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

新築の雨漏りという、これは重大な事件ですよ。なぜ相談しなかったということは、後手後手なんです。原因究明の特定についても、今の施工業者だけに任せているじゃないですか。信用はしていても試しに——試しというか、何社かにやってみてもらうべきですよ。

それと、弁護士には今後どういうふうな対応をしていったらいいのか、やはり一番口に相談して対応の仕方を考えないと、これは普通当たり前のことだと思うんですけどね。そのた

めに顧問弁護士に年間300千円か払っているでしょう。どんどん相談に行かにゃいかんですよ。なぜ相談されなかったのか。どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

先ほど申し上げましたとおり、まず原因究明が第一というふうに考えております。

それから、建築関係の専門機関にも、こういう事案が発生したというふうな相談をいたしました。その際に、同じように、まず原因究明が一番大事であると。それから施工業者なり設計者というのが一番状況を知っているので、とにかくとことん調査をさせて原因究明をしてもらうというのが一番じゃないでしょうかというふうなアドバイスもいただいておりますので、今とにかく原因の特定を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7 番（古賀義教君）

その原因究明が遅いんですよ。3 か月ですよ。普通1 週間か10日でプロなら見つけますよ。それがプロですけん。それと、弁護士に聞けば、そういうやり方も教えてもらえると思いますよ。もう少し時間短縮といいますか、どんどん問題解決に向かって戦いを挑んでもらわないと、後手後手ですよ。そこをよろしく願いしておきますよ。

それと、雨漏りの修理は火災保険が使えるはずですよ。引渡し後の雨漏りですから保険会社への請求権はあると思いますが、保険の対象になるかどうかの確認はできていますか。

○議長（牛嶋利三君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

保険の対象ということですから、いわゆる雨漏りにつきましては業者のほうのもちろん保証期間もございますので、それに基づいて対応していただくというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

火災保険は入ってあったですかね。掛けているのかな。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

ちょっと確認をさせてください。また後で報告いたします。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

火災保険には、必ずこういう大きなものはかたって、こういう事件が起きたときには一番に相談して、火災保険だったら雨漏りが出ますから。しかし、原因の特定ができていなければ出るか出ないかは分かりませんよ。そこら辺がちょっと私としては疑問があったからお尋ねしております。もうこれ以上は言いませんから、しっかりとやってください。

これも、この日経アーキテクチュア、月刊誌のプロの方の言葉ですけれども、ここでは雨漏り後の点検の重要性の説明です。屋根というのは、家屋では重要な役割を担っている。雨風から住んでいる人を守り、暑さ寒さを調整する、いわば家の守り人となる部分です。雨漏りをそのまま放置しておくと見えないところでの被害が拡大し、建物の寿命が短くなる可能性がある。天井上や壁の中、床下などで見えないところで柱が腐ったり、金物がさびたり、シロアリに柱が食害され漏電による火災が発生するとあります。

今後の被害調査と雨漏りの原因特定を含めた市の調査機関の設置が必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

まず、今補修をやっているところでございますので、補修、そしてこの後の調査、しっかりしていただくことが大前提だと思っております。ですので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

補修はやっていません。調査もやっていますけれども、特定しなければ何にもならんと何度も私言っています。雨漏りの特定、これが命なんです。調査はしてあるかもしれん。補修もしてあるかもしれん。さっき言ったじゃないですか。特定しないのにどういう補修ができますか。そこら辺がちょっともう少し、私も素人ですけれども、頑張っていたかないと46億円の建物が寿命が短くなりますよ。まあ、いいです。

議会は、総合市民センターに関する特別委員会を設置して雨漏りの原因究明などを行う予定になっております。本来なら、市民センターの発注者である市長が早急な――早急なですよ、原因究明と再発しない補修工事の施工内容を議会と市民に報告すべきなんです。

46億円の市民の財産を市長は雨漏りから守る責任と責務があります。

第三者を入れた市の調査委員会を設置すべきと思いますが、いかがですか。業界のいろんな方の知恵と技術を借りて原因の特定を図れないかということです。今の施工業者さんだけではなくて、いろんな方がいらっしゃるから、その方の知恵と技術を借りらんと雨漏りは止まらないんじゃないですかということです。市長。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ちょっと先ほど補修と申し上げましたけれども、今、原因究明と、それで原因究明するに当たって屋根等を剥いで調査を進めて、散水調査等も行っています。

その中で、今のところまだ原因究明には至っていないということでございますので、引き続き、まず施工業者さんの部分をしっかり見て、その上で判断したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

もう同じ答えしか出てこないようなんですけれども、議会が特別委員会やってやろうと、大変なんですけれども、やろうと皆さんおっしゃっているということは頭の中に入れてくださいね。

雨漏りという欠陥商品を買わされたのに、発注の責任者として、皆さんちょっと市長を含

め消極的過ぎませんかということです。

雨漏りはそんなに甘いものじゃないんですよ。行政の監視役でもある議会が、市民の代弁者である全議員が、新築したばかりの雨漏りが心配で特別委員会を設置して原因究明を図ろうとしています。

市民センターの落成式を思い出してください。欠席者が出たのは、落成式よりも雨漏りが重要だったからです。みやま市やみやま市議会の体面的なことを考えれば、その方たちは身を切られる思いもあったと思いますよ。その無言の行動に応えることはできないんですか。

議会が特別委員会をつくる、当の発注者の行政が調査委員会をつくらないということは、普通あり得ないですよ。市民の大切な財産の管理を議員だけに任せるとのことじゃないですか。休憩取って考えられてもいいですよ。本当に大切なことなんですよ。議会がこれだけ一生懸命なつとるのに、発注者の行政が、市長、教育長がこれでは、これでいいんですか。市民の方がそれでよかち言わしたならよかですよ。私が責められているんですよ。議会は何しよっとかち。議会も全員協議会の中で3回も5回も会議して協議していますよ。本当に雨漏りは建築士とか設計士に聞いてんですか。ああ、どうかねちゅう、もう止まらんぜと、そういう言葉が私の知っている設計士や建築士の中からは出てくるんですよ。その経験があります、自分でもですね。本当に雨漏りを止めるつもりがあったら、それだけのことをしていかんと止まらないと思いますよ。いかがですか、市長。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そのことも含めて、今現在調査、そして原因究明を進めているところでございますし、今後も含めて、そういう調査を業者がしっかりしてもらうように、私としてはしっかり申し伝えて、きちんとしてもらいたいという思いでいっぱいでございます。

ですから、まずは市民の皆様が安心して使える、また、今も使っていただいていると思いますが、その原因究明については今後も引き続き業者さんにやってもらうという強い決意しております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

議員がしっかりしてやっていかんかなとも思います。

1問目はこれで終わります。2問目に行きます。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

火災保険の件でございますけれども、引渡し後に火災保険のほうには加入しておりますので、御報告いたします。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

それは保険が利くようになるんですかね。保険掛けているんでしょう。じゃ、雨漏りは火災保険が適用できますので、早くその手続を取って、どういう条件が要るのかを調査してください。

2問目に行きます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）（登壇）

山川の自動運転の検証結果についてです。

今、山川町の伍位軒を起点とする自動運転のレール撤去が始まっているが、検証結果はどう判断したのか。新しい事業に取り組むことは評価します。しかし、当初の計画どおりに進まなかったとき、みやま市の将来の負担を考慮し、撤退の道はなかったのか。

事項1、何を求めた実験であったか、また、その結果の評価は。

自動運転事業の目的及び事業効果をどう評価しているか。

事項2、市民の利用度が少ないが、誰のための事業か、また全費用額は幾らか。

利用者が1日平均1人に満たない利用率であるが、当初からの年度別の事業費と事務量はどれぐらいだったか。財政がよく言う費用対効果はあったか。

事項3、来年度の予算化はあるのか。

自動運転事業は、今年度、国の補助金が期限切れとなりますが、来年度以降も引き続き続

けるのか。予算化するなら、どういう費用対効果、成果を求めるのか。

以上、3点をお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

古賀議員の山川町の自動運転の検証結果についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の何を求めた実験であったか、また、その結果の評価はとのございますが、現在、電磁誘導線の撤去を行っております伍位軒地区を起点とする自動運転のルートでは、高齢化が進む中山間地域における人の移動やミカンの搬送などの自動運転の実用化に向けた課題の検証を目的に、平成30年11月2日から50日間にわたり長期実験を行いました。

結果として、車両の移動が電磁誘導線上に限られることや車両の快適性、ミカンの輸送量などの問題から、沿線住民が求めるニーズに十分応えることができず、利用者も見込めなかったことから、実装運行は難しいとの結論に至っております。

次に、2点目の市民の利用度が少ないが、誰のための事業か、また全費用額は幾らかについてでございますが、先ほど述べました長期実験の結果を踏まえ、現在は国道443号のルフランとAコープ山川店を結ぶコミュニティバスの1路線として、平日のみ1日5便、7月から9月の夏季期間は1日3便を運行しております。昨年7月の運行開始から本年10月末までの1年3か月で319日間運行し、利用者数は延べ370人、1日当たり平均1.2人の利用となっております。利用者の属性は、市内の方が4割、市外の方が6割で視察等による市外の方のほうの利用が若干多くなっております。

また、これまで内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム、いわゆるS I P事業として受託したコンサルティング会社と連携しながら全額国費負担で運行しておりますので、全体の事務量や費用が全部で幾らかかったかは把握できておりませんが、運行経費については年間八百数十万円程度と伺っております。これを運賃収入だけで賄うことは到底できませんので、事業の採算性は大変厳しいと言わざるを得ない状況です。

しかしながら、持続可能な地域公共交通の確保という観点では、自動運転サービスの取組には社会的な意義があると考えております。特に、中山間地域のある本市にとりましては、採算性だけでは評価できない側面もありますので、その点は御理解いただきたいと思います。

次に、3点目の来年度の予算はあるのかについてでございますが、国のS I P事業は来年

2月で終了し、3月以降は費用面も含め市による事業継続が求められております。

そこで、令和5年度につきましては、さらなる利用促進策を講じるとともに、県の補助制度の活用も検討しながら現在の自動運転サービスを継続したいと考えております。

その間に、費用対効果はもちろん、費用面だけでははかれない本事業の有用性や社会性などを総合的に評価し、令和6年度以降の運行について来年度中に検討したいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

ありがとうございます。1点目の評価については、実装運行は難しいとの結論ということです。ミカンの搬送など実装実験は厳しかったとの回答をいただきました。

ほかにも難しい理由がありました。ミカンを積んだ自動運転車が農協に着いたら誰がサントナーを降ろすのか。農協の職員は忙しいですよ。一つ一つそんなことしている時間ありません。狭い山道の真ん中を20キロで走られたら、ほかの作業車の邪魔になります。もう最初から誰が考えても難しかった。分かっていたことです。新事業に取り組むときは十分過ぎる検討が必要と思います。

現在レールの撤去が始まっておりますが、撤去後の道路の破損がひどく、特に道路が曲がるカーブなどの箇所では周りの舗装まで剥がれ、凸凹です。弱者の歩行は危ないです。見た目も非常に悪くなっています。応急的な補修は済んでいますが、撤去の費用額及び撤去の必要性についてお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

私のほうからお答えいたします。

平成29年度と平成30年度に実験を2回行いました。現在はルフランとAコープで運行していますので、当時実験で使ったけれども、今使っていない電磁誘導線というのが約9キロほどございます。それについて今国のS I P事業の中で、国の費用で撤去をしてもらっているところでございます。

撤去費用については、お尋ねしましたところ、1キロメートル当たり2,200千円ほどの撤

去費用がかかるということで伺っております。

それから撤去の必要性でございますが、S I P事業が終了しますと、この電磁誘導線については全て市のほうに譲渡をされるということになります。譲渡後は市の施設として当然管理をしていくということになるわけですが、譲渡後に、また市のほうで新たに撤去しなければならないということになりますと、当然市で撤去する費用を負担するということになりますし、それともう一つ、令和2年の道路交通法が一部改正をされておりまして、そのときに、この自動運転サービスに絡んでの法改正だったみたいですが、電磁誘導線については、道路の中に埋められている自動運転サービスに係るそういった電磁誘導線とか、マーカーとかいう部分については道路附属物というふうな位置づけにされるように法が改正をされております。その設置の施設の内容とか、場所とか、そういったものについては公示をするということが義務づけされております。ですので、市に譲渡された後に、例えば、市で撤去するとかした場合は、そういった事務的な手続が新たに必要にもなってくるということで非常に煩雑になります。

そこで、建設課のほうとも協議をさせていただいて、もう使わないと分かっている電磁誘導線については撤去をしようというふうなことで判断をさせてもらって、撤去については原状復旧を当然原則ということでお願いをしたという経過でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7 番（古賀義教君）

再度補修が出てきた場合の処置はどうされますか。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

再度補修といいますと、原状復旧して市のほうに譲渡された後の補修というふうな意味でございましたら、市のほうで当然管理をしていくことになりますので、市で補修をするということになろうかと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

補修、応急手当みたいですから、悪くなったら、また市がやると。来年度以降までやるとおっしゃいましたけれども、じゃ、来年度以降の撤去は市のお金でせにやいかんと今言われたわけですかね。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

今年譲渡を受けた、市のものになった電磁誘導線の撤去については、市で負担することになります。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

撤去までキロ2,200千円かけてやる価値が——まあ、よかです、そういうふうな価値があるのかどうか、また後で聞きますよ。

自動運転自体の実験としては成功したと思いますが、現在では時代遅れの自動運転システムです。先週、自動運転車に乗りましたが、寒くてとても乗れませんでした。夏の昼間は暑くて運行できない。高齢者や熱がある病人、体の不自由な方が自動運転に乗れると思いますか。また、市内の利用者が極端に少ないのに地域公共交通と言えるかです。あれはルフランに來た方で乗られた方が6割、ルフランの中を回っただけでしょう。ですから、市内の利用者が本当に少ないんですよ。なのに地域公共交通と言えるかということをお尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

御指摘のとおり、実験から5年を経過いたしました。自動運転技術は日進月歩でございます。電磁誘導線の上しか走れず、スピードも出ない、快適性もよくない、この自動運転車両が地域公共交通を担うのは少し難しいのではと思います。

しかしながら、答弁いたしましたように、今後、自動運転可能な地域公共交通の確保という観点での自動運転サービスの取組に関しましては、社会的意義は一定あったと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7 番（古賀義教君）

住民がなぜ自動運転に乗らないかの検証はされたんですかね。5つ挙げてみてください。
なぜ乗らっしゃれんのか。分かるでしょう。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

ちょっと5つは挙げ切れないですけども、これまで、さっきも市長も言われたとおり、自動運転の上しか走れないというのが1つありますし、議員おっしゃったようにエアコンもついていなくて快適性も確かに悪い、スピードも遅くて移動するのに時間がかかる、そういったところの御意見は、これまでもいただいておったところでございます。

今年10月に専門家と地元の関係者で運営委員会という会議をさせてもらいまして、去年7月から実装していますこの取組について評価をする会議を実は持たせてもらいました。

その中では、いろんな意見が出ましたけれども、やはりあの自動運転サービスの車両自体が抱えている車両自体の問題がやっぱり大きいので、今後利用を増やしていく、利用を続けていく上では車両自体をやっぱり考える必要があるんじゃないかとか、あるいは車両についても運行するのに、さっき8,000千円ぐらいかかっているという答弁をされましたが、それだけ費用がかかるという中で、一般の車両と比較してコストがかかるというところを、やっぱりしっかり考えなければならないのではないかという意見もございました。

ただ、一方では、こういった取組について、どこででもやれる取組ではないので、国の支援もあって始めた取組なので、長い目で見ていくべきじゃないかというふうな御意見も、その中では出されていたというふうな状況でございます。

住民が乗らない理由としては、私としては、やはり快適性、スピード、そういったところにあるんじゃないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7 番（古賀義教君）

よく分かっているじゃないですか。

次、持続可能と言っているらしい、この持続可能についてお尋ねします。

市内の住民が1日1人も利用しない自動運転に今後8,000千円の赤字を出して存続させることが、持続可能な地域公共交通と言えるかどうかですが。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

おっしゃることは、よく分かります。やはり利用者あってこそその地域公共交通だと思いますし、その面では、今後またしっかり検討していかないといけないと思いますけれども、現在、また来年度から5年間の地域公共交通計画を策定中でございますので、市民の御意見を伺いながら、また改善点等も含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

私の思っている答えとは違うんですが、そういう考え方もあるかなとは思っています。

次は、社会的意義についてお尋ねします。

福祉事業や弱者にとってどうしても必要だから赤字でもやるのが社会的意義だと思います。子供たちの医療費無料化も必要とされているから無料化にしています。これは社会的意義です。今の自動運転に誰が乗れますか。誰も必要としていないのに、どこに社会的意義があるのか、私には分かりません。教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

社会的意義ということでございますけれども、やはり当初の実験の目的と申しますのは、高齢化が進む中山間地域における地域公共交通の課題というのは全国共通のものでございまして、国としてもその課題解決に向けて自動運転サービスの実装運行に取り組まれたわけで、本市もそれを積極的に取り入れたというか、実装実験を行ってまいったところでございます。

ですから、本市も同じ思いで実験に参加いたしましたし、課題も今おっしゃったように多いと思います。今でも同じ課題を抱える地域から視察にお見えになりますし、私もいろんな

ところに行ったときに、他の地域の首長さんから、いろんな御質問もお受けしたりもします。

私たちは、本市の自動運転サービスについては、課題も含めて現状を視察に来られた方々も含めて説明もしております。そうすることで次の世代のよりよい自動運転サービスへとつながっていくと考えておりますので、そういう意味でいいますと社会的意義は大きいのではないかと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7 番（古賀義教君）

私の意見と、これはどこまで行っても平行線ですたい。もう全然考え方が違うけんですね、社会的意義の。まあ、いいですよ。

自動運転は停留所まで歩いていかなければなりません。停留所から遠い高齢者や体の不自由な方には無理です。だから利用者が少ない。快適性もありますよ。

そこで、少子高齢化が進んでいる地方自治体で年々増えているのがデマンド交通ですね。これは御存じだと思います。バスなどの運行コースから外れた場所に住んでいる人も利用できるのがデマンド交通です。コミュニティバスも運行やバス停が決まっていますから、運行コースから外れた場所に住んでいる人は不便です。コミュニティバスも自動運転も併せて、みやま市なりのデマンド交通などの別の方法を考えられたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、古賀議員がおっしゃった部分について、やはり本市はコミュニティバスを運行しております。その中に、この自動運転を組み込んでおるわけでございますけれども、やはり御指摘のように、コミュニティバスというのは、やはり道路交通法等によりまして、バス停はきちんと決めておかないといけない。そこに行っていただくことが前提でございますので、デマンド交通とはちょっと違うわけでございます。

ですから、今御指摘のこのデマンド交通も、今後のこの中山間地の本市にとりまして検討する事項の一つであると考えております。そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7 番（古賀義教君）

分かりました。2つの地域公共交通は空気を送っているとも言われているのですが——私が言っているんじゃないですよ、前向きの検討が本当に必要と思います。よろしくお願いいたします。

3点目の来年の予算化はあるのかの質問について。

私は毎日新聞で見ました。私は28日に質問の通告書を出していますが、記者会見は30日ですから、私のほうが早かったんですよ。それだけは、ちょっと頭の中に入れておいてください。私がまねしたんじゃないんです。毎日新聞さんが真似したんですから。

私はみやま、山川の住民の怒りの声を代弁しているつもりです。暑い、寒い、遅い、便が少ない、距離が短い、停留所が遠いなど利便性が本当に悪い自動運転は公共交通とは言えない。公共交通機関の使命を果たしていない。だから、自動運転をやめてほかの手段に替えるべきだとさっき申しましたのがデマンド交通ですね。

さらなる利用促進策と書いてありますが、ミカンの搬送も人の移動も駄目でした。もう策は尽きております。これ以上、策の練りようがないと思いますが、あるんですか、市長。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

策はということでございますけど、やはり来年度につきまして、利用拡大の取組をしっかりと検討もしてまいりたいと思います。

また、費用面につきましても、できるだけ市の負担も軽減できるような形も考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7 番（古賀義教君）

職員は大変ですよ。策を考えにやいかんからですね。

今後、新規事業に取り組む場合は、全てが成功するとは限りません。自動運転に限らず失敗したときには、傷が浅いうちに早く撤退することも選択肢に入れておかないと傷口が広が

るばかりです。将来にわたり、みやま市民に大きな財政負担をかけるべきではありません。市長は最終責任者ですから、甘い言葉に乗らずに冷静なリスクを判断し、みやまにとって、山川地区に本当に必要かどうかを考えるべきです。いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほども申し上げましたように、高齢化が進む中山間地域における地域公共交通の課題というのは全国共通の課題でもございますし、それを国のほうで実験をされるということで本市を選んでいただいたわけがございます。

実験については、成功する成功しないいろいろあると思いますけれども、こういう実証実験を通す中でいろんな課題が見えてまいります。その中で、いかに公共交通として皆さんたちに、そういう利便性の享受をいただくかということを、しっかりまた考えてまいりたいと思いますし、自動運転につきましては地域公共交通計画を踏まえつつ、また今後、来年度中とかですね、令和6年度以降の運行については、またしっかり議員の意見も踏まえながら、また地域の方々、そういう計画を踏まえながら考えてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

もう実証実験が終わったから、やめられないですかということなんですけれども、みやまの若い世代にツケを回すことがないよう、市長にはいろんな複雑な事情があることは理解しますよ。政治家ですから政治的なことも多くあると思います。しかし、誰のための行政か、一国一城の主としてどの道を選ぶか、よく考えて今後判断をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。何か一言。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、古賀議員さんの御意見を踏まえながらですね、あくまでも実験でございましたので、これを踏まえて、あと、いかに全国的にもそういう自動運転というのを考えられておりますので、今後またしっかり考えてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

7 番古賀義教君。

○7 番（古賀義教君）

終わります。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩後の会議は11時5分から。15分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じまして会議を再開してまいりたいと思います。

一般質問を続けてまいりますが、続きまして、4 番奥藺由美子君、一般質問を行ってください。

○4 番（奥藺由美子君）（登壇）

改めまして、皆様こんにちは。議席番号4 番、公明党、奥藺由美子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、社会福祉協議会との連携でさらなる市民福祉向上をとの主題で質問させていただきます。

みやま市社会福祉協議会では、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを基本理念として、住民の福祉活動の組織化や社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画実施などを行い、多様な支援を必要とする方々に対し様々な地域福祉事業をされています。地域福祉事業を進める中で課題もあり、今後のさらなる市民福祉向上のために2 点お尋ねいたします。

具体的事項1、地域食堂（子ども食堂）への支援強化についてお尋ねいたします。

現在、市内には子供たちへの学習支援を主な目的とする子ども食堂や誰でも参加できる地域食堂を運営する団体が6 団体あります。みやま市社会福祉協議会からの助成金額は参加者1 人当たり100円で、1 か月の上限額は3 千円です。ある地域食堂の参加費は高校生までの子供は無料、大人300円で、一部市民協働まちづくり事業補助金を活用し、フードバンクから食材を提供してもらって運営されていますが、月1 回の開催日にはいつも60人から70人の参加があり、一番多いときは98人の参加があったそうです。参加者が多くなればなるほど赤

字となり運営者の自己負担となります。私も先日利用いたしましたが、地域食堂は子供連れの御家族や高齢の御夫婦、また、単身者の方などたくさんの方たちが利用されていました。今後も子ども食堂や地域食堂を継続して開催できるよう市として支援強化の考えはあるのか、お尋ねします。

具体的事項2、生活困窮者等への支援強化についてお尋ねいたします。

生活困窮者やDV被害者の方へ生活保護費や貸付金などが支給されるまでの間のつなぎで、家財道具や家電製品、カセットコンロとボンベなどの貸出しや食料品、保存食の支給をみやま市社会福祉協議会が行っていますが、市社協には家財道具などや食料品の保管場所がなく管理も大変とのことでした。現在、市社協に対し企業やフードバンクから食料品の寄附が行われていますが、市が管理する建物の空きスペースの提供や企業への協力の呼びかけなど、支援強化の考えはあるのか、お尋ねします。

以上、2点について御答弁をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、奥蘭議員の社会福祉協議会との連携でさらなる市民福祉向上をとの御質問にお答えをいたします。

みやま市社会福祉協議会とは、日頃より連携、協力をしながら、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域福祉の推進に取り組んでいるところです。

まず、1点目の地域食堂（子ども食堂）への支援強化についてでございますが、地域交流や学習支援、独りで食べざるを得ない孤食や、生活困窮者の支援などを目的とした地域食堂につきまして、市社会福祉協議会が地域食堂を実施する団体を地域ふれあい食堂として登録し、その活動を支援する事業を行っております。

運営団体は、社会福祉協議会から利用者1人当たり100円の助成金や、フードバンク等から食材の提供を受けながら地域食堂を運営されておりますが、費用面や食材の確保に課題があるとのお話を社会福祉協議会通して伺っております。

市としまして支援強化の考えはあるかとの御質問ですが、本市としましても、社会福祉協議会とともに地域福祉を推進していく観点から、今後、食材を確保しやすい方策等について社会福祉協議会と連携しながら検討し、また、食材確保に関する呼びかけに協力するなど、

この事業を支援してまいりたいと考えております。

次に、2点目の生活困窮者等への支援強化についてでございますが、市社会福祉協議会では、生活困窮者自立支援ネットワーク事業として、生活保護や貸付金の申請をされる方などに食料品や家財道具、衣類等の提供、貸与を実施されています。これらの物資につきましては、社会福祉協議会の事務所があるあたご苑で保管されておりますが、保管のためのスペースが少ない状況がございます。食料については、企業やフードバンク等から物資の提供を受けられていますが、保管場所の都合で提供を受けることが難しい場合もあると伺っています。

この保管場所につきましては、今後、社会福祉協議会と協議をしてまいりたいと考えております。その際、市が管理する建物の空きスペースの提供についても考慮いたしますが、物資の管理に係る社会福祉協議会の人的負担等の問題もございますので、社会福祉協議会のお話を十分伺いながら検討してまいりたいと存じます。

また、企業への協力の呼びかけにつきましては、社会福祉協議会へ物資を提供できる事業所等の募集などにつきまして、市の広報紙等を活用するなどの方法で支援をしてまいりたいと考えております。

今後も地域福祉推進のため、社会福祉協議会との連携、協力をしてまいる所存でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番奥藺由美子君。

○4番（奥藺由美子君）

では、具体的事項ごとにまた改めて質問させていただきます。

まず、1点目の地域食堂、子ども食堂も含めますが、支援強化についてということで、こちらは答弁書にもございますけど、食材を確保しやすい方策等について社協と連携しながら検討していただくということで、食材確保に関する呼びかけに協力するなど、この事業を支援してまいりたいと考えていますということで、協力する方向でということで一応御答弁いただいておりますが、こちら子ども食堂は登録団体として一般に情報公開されていなくて特定の方の利用をされている、六、七人ぐらいの少人数で子ども食堂を開催していらっしゃるところが多いので、費用的な面については比較的大丈夫かなと思うんですが、先ほどもちょっと触れました地域食堂は非常に参加者が多くて市民の方のニーズも多いということだろうと思うんですが、先ほど紹介した地域食堂とは別の地域食堂、今年10月からオープンさ

れた地域食堂でも参加者が10月で約50人で、11月で約60人の参加があったということで伺いました。そちらの新しく始められた地域食堂では、やはり食材の確保についても城島町にあるフードバンクくるめのほうからかなりの食材を提供していただいているということで、フードバンクにも登録団体として登録して、フードバンクの冷蔵庫から必要な食材をですね、肉とか、魚とか、保存食だけじゃなくて、そういった生鮮も冷蔵冷凍庫に結構あるということで、必要な食材をそこから提供してもらって、また知り合いの方から安く食材を購入するなどして、先ほどありましたけど、そこも高校生までは無料で大人の方が1人300円の参加費を取っていらっしゃるんですが、それと併せてぎりぎり何とかやっていますというお話でございました。さきに紹介した地域食堂では、大牟田市にあるフードバンクありあけというフードバンクさんのほうと協力していただいて、ただ、フードバンクありあけさんは基本的保存食というか、お菓子とか、そういう扱いがどうも多いみたいなんですけど、その協力とか、あと市社協で持っている食材の一部など提供してもらったりしているということですけど、やはりフードバンクの協力が非常にないと厳しいという状況ということで伺っております。

そこで、具体的事項2とも関連いたしますけど、以前、道の駅で売残った商品を提供されたことがあるというお話をお聞きいたしました。今後も食材の提供ということで道の駅と協力して、そういった残った食材を提供するようなやり方、今後も継続して地域食堂が開催できるように、そういった協力する考えがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

末吉福祉課長兼福祉事務所副所長。

○福祉課長兼福祉事務所副所長（末吉 建君）

私から答弁を申し上げます。

道の駅等に対しまして、売残った食材などを提供するという市からの呼びかけがどうなのかということだと思います。議員おっしゃいますように、過去にも道の駅からある地域食堂に対しまして食材の提供があったというふう聞いております。食材の提供ということで、事業者さんへの呼びかけ等につきましては、道の駅等につきましてはですけども、市の所管、道の駅は環境経済部のほうになりますけれども、そちらのほうを通じまして呼びかけ等をしていくようなことができればいいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番奥藺由美子君。

○4 番（奥藺由美子君）

道の駅の所管は農林水産課ですので、そちらの所管にも呼びかけて、売れ残った商品等をぜひ継続して提供していただけるようにしっかりと市のほうから呼びかけをしていただきたいと思います。

先ほどこっちと触れましたけど、市民協働まちづくり事業補助金を活用されている団体が1団体ございます。新しく始められた方も来年度この補助金に申請したいというようなお話もされておりました。上限300千円ということですが、ただ、この補助金、同一事業に対して3年までしか出せないということですので、3年を過ぎるとこちらの補助金も受けられなくなります。先ほども申しましたが、本当に参加人数が地域食堂に関しては非常に多いです。子ども食堂も少人数とはいえ必要としているお子さんがいらっしゃいます。今後継続してこういった住民の方たちに利用していただける集いの場が開催できるように市としても市社協、この地域食堂に関しては事業主体は市社協ですので、社協と連携して積極的な支援をぜひお願いしたいと思います。改めてもう一度そちらの支援についての考えをお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

末吉福祉課長兼福祉事務所副所長。

○福祉課長兼福祉事務所副所長（末吉 建君）

市と社協が連携しまして地域福祉の向上に取り組むということが非常に大切なことだと思っております。こうした地域福祉活動の充実につきましては、市も社協と連携しながらしっかり支援をしていく、こうしたことが非常に大切なことだと思っておりますので、支援につきましては、十分社協と打合せながら支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番奥藺由美子君。

○4 番（奥藺由美子君）

十分に支援していただくということでしたので、具体的事項2のほうに移ってまいります。
生活困窮者、先ほども申し上げましたが、生活保護費や貸付金などの手続をしてから支

給されるまでにはどうしても一定の期間がかかりますので、その支給されるまでの間、電気やガスを止められて食料もない方に対する生活を支えるというこの事業は絶対に必要な事業であります。先ほど申しましたが、貸し出される家財道具、家電製品とかなんですが、お聞きしたところ新品とかではなくて、空き家の片づけ清掃など市社協を通じて障がい者福祉施設の方とかが片づけしたりされることもあるそうですが、その際に譲ってもらったりした中古品ということで、過去には電気が止められた方に対して発電機を貸し出したこともあるということもお聞きいたしました。特にガスが止められた方に対するカセットコンロとガスボンベ、これも必需品というか絶対必要というような話もございました。

先ほど保管場所がないということで申し上げましたけど、現在は市社協の駐車場の車庫がありますけど、その片隅に何か置いてあるということで、いざ貸出しとなったときにほこりまみれになっていたり、使えなかったりということもあるということで、その保管場所だけじゃなくて管理の人手も足りていないという状況のようです。本当に繰り返しになりますけど、生活困窮者の方、またDV被害に遭われて身一つで逃げてこられた方、様々な方がいらっしゃいます。そういった方たちにとっては絶対に必要な事業であります。市社協と協力して、答弁の中でも保管場所に関しては市の空きスペースとかも管理の手間もありますので、市社協とお話を伺いながら検討していくという答弁ではありますけど、やはり市社協だけではなかなか手が行き届いていない部分もあるようですので、先ほども言いましたけど、市社協が行う事業ではありますが、市のほうからも積極的な支援をぜひお願いしたいと思います。こちらについて再度答弁をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

末吉福祉課長兼福祉事務所副所長。

○福祉課長兼福祉事務所副所長（末吉 建君）

市社協のほうで行っていただきます生活支援に関する部分でございます。議員さん御指摘のとおり、生活にお困りになられた方などが社協のほうに御相談に来られて、例えば、そこから生活保護のほうにつながっていったり、それから、社協で行っております貸付金のほうを申請されたりということがございますけれども、それに至るまでの間にはつなぎではないですけれども、生活必需品の貸与を社協のほうでしていただいているということがございます。こうした事業は非常に重要な事業だというふうに認識をいたしております。

空きスペース等がないということで一部生活必需品につきましては駐車場のほうに保管さ

れたりというところもございます。一部はあたご苑のほうの室内の中には保管されておりますが、それでもそこからあふれるような貸付けのための衣類ですとか、電化製品、そういったものがございますので、こちらあたりの保管の方法については、今まさに社協のほうともちょっと打合せをしているような状態でございますけれども、市のほうとしてもしっかり支援をできればなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番奥蘭由美子君。

○4 番（奥蘭由美子君）

既に市社協とも協議を始めていただいているという御答弁でございましたので、しっかりと市社協が活動しやすい方向で話がまとまるようにしっかりとこれからも進めていただきたいと思います。

先ほど答弁の中でもございましたけど、企業への協力の呼びかけ、市の広報紙等を活用して支援をしてまいりたいということで言っていたいております。ただ、呼びかけの方法もなかなか難しいかとは思います。正直単なる不用品の粗大ごみを処分するように提供されても困る部分もありますし、あと食材に関してもある程度保管が利くものとか、いろいろ受け入れるための基準とかもございますので、その辺の広報の仕方なども社協と協力して、しっかりと打合せしていただいて、どういうふうに広報したら一番社協にとってありがたい支援になるのかというところもしっかりと協議していただきたいと思います。その辺りについていかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

末吉福祉課長兼福祉事務所副所長。

○福祉課長兼福祉事務所副所長（末吉 建君）

おっしゃいますように、善意で生活必需品や食材等を持ってきていただくにしましても受け入れる体制というものもございますし、例えば、生活困窮者支援に関しまして社協のほうで行われております生活困窮者の自立支援ネットワークというものについてでございますけれども、こちらにつきましては生活必需品を提供いただく事業者さんに社協に登録をしてもらって、そして、必要に応じて社協はそちらの事業者から提供を受けるというふうなことをやっておられます。ですので、こうした登録に協力いただける事業者の呼びかけとか、こう

いった部分で広報をしていくような形になるのかなと思いますけれども、詳しいところは社協のほうと詰めながら実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4 番奥藺由美子君。

○4 番（奥藺由美子君）

おっしゃるように、まずは協力していただける参加企業を募る、そこを社協ともしっかりと打合せをしながら進めていただくということで御答弁いただきましたので、そこはもうしっかりと進めていただきたいと思います。

今回質問した内容というのはあくまでも市の社協が行う事業のほんの一部ではありますが、ただ、事業主体はあくまでも社協ということになりますけど、やはり市社協で補い切れない部分もやはり出てきているようですので、市の積極的な支援ということについてはさらなる市民福祉の向上のためにも必要なことかと思えます。最後にちょっと市長のお考えをよろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

奥藺議員がおっしゃるように、社会福祉協議会と連携をですね、担当課が申しましたように、しっかり連携をしながら取り組んで生活困窮者を含め、子ども食堂等もきちんと継続できるように努力をしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

4 番奥藺由美子君。

○4 番（奥藺由美子君）

では、市長のほうから継続できるように努力してまいりますという答弁もいただきましたので、以上で本日の私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（牛嶋利三君）

そしたら続きまして、5 番吉原政宏君、一般質問を行ってください。

○5 番（吉原政宏君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号5 番吉原政宏です。議長の許可をいただきましたので、通告

に従い市長のトップセールスとマネジメントについて一般質問を行います。

松嶋市政2期目がスタートしました。1期目に引き続き人口減少、自然災害、新型コロナウイルス対策などの課題が山積する中でのかじ取りとなりますが、「前へ！さらに前へ!!」と掲げられた松嶋カラーを存分に発揮して市民の負託や期待に応えていただきたいと思います。そのためには人材、地域資源、財政やリスクを管理し、その効果を最大化させる市長のマネジメント力と自ら行動し成果を生み出すトップセールス力を生かして、1期目以上に市民のために市政運営のトップリーダーとして尽力していただきたいと思いますと考え、次の4つの事項を伺います。

具体的事項1、企業誘致のトップセールスの状況と成果について伺います。

働く場の確保や地域経済活性化などの期待から、いち早いみやま柳川インター周辺等への企業誘致が望まれています。施政方針でインター北側の産業団地造成に向けての現状報告はありましたが、私は昨年12月議会でも企業誘致への市長のトップセールスについて伺いました。そのとき市長が一生懸命トップセールスを行うと1年前に答弁されたその後、企業誘致へ市長のトップセールスの状況と成果について伺います。

具体的事項2、企業版ふるさと納税のトップセールスの状況と成果について伺います。

自治体の新たな自主財源を生み出すためにふるさと納税制度が広がり、本市では本年度から新たに企業版ふるさと納税にも取り組んでいます。一般のふるさと納税とは違い企業版ふるさと納税で企業から寄附を受けるためには市長のトップセールスが不可欠と考えますが、現在までの企業版ふるさと納税へ市長のトップセールスの状況と成果について伺います。

具体的事項3、コミュニティバス事業の改善に向けた市長のマネジメントについて伺います。

本市は家族送迎に頼れない高齢者だけの世帯や独り暮らし世帯が少なくありませんが、コミュニティバスはバス停までが遠いから利用しづらい、予定の時間に合うバスが少ない、あるいは目的地まで時間がかかり過ぎるといった現状からの改善を求める声を市民の皆さんからお聞きします。次期みやま市地域公共交通計画策定のために専門会議で議論はされると思いますが、より多くの市民が利用できるようデマンド運行の導入、あるいはタクシーの活用など効果的、効率的な運営への大胆な改善が必要ではないでしょうか。また、高齢運転者のアクセルとブレーキの踏み間違いやハンドルやブレーキ操作の遅れなどが原因となる重大な事故が問題となっています。公共交通の利便性を高め、市民の足を確保することで免許返納を促すことにもつながります。コミュニティバスを含む地域公共交通事業の改善策を市長は

具体的にどう考え、どうマネジメントし、その実現に向けて進められるのか、伺います。

具体的事項４、不祥事の再発防止の中で市長のマネジメントについて伺います。

市職員などの不祥事が相次いでおり、市民から批判の声をお聞きします。施政方針の冒頭で再発防止を示されましたが、度重なる不祥事が発生する中で市長はどう管理監督されていたのか、また、今後の市の再発防止への取組の中で、市長は人事や危機管理をどうマネジメントし市民の信頼回復を図られる考えなのか、伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、吉原議員の市長のトップセールスとマネジメントについての御質問にお答えいたします。

まず、１点目の企業誘致のトップセールスの状況と成果はについてでございますが、企業誘致活動としましては、これまで市のホームページにおいて立地企業の募集を行うとともに、立地可能性のある企業を把握する企業立地意向調査を実施し、関心を示された企業に対して誘致活動を進めてまいりました。

そうした中、企業誘致担当部署との事務協議に進展が見られた企業に対して、私が企業のトップと直接お会いして、交通アクセスの優位性や立地環境、豊かな農水産物など、本市の魅力をアピールしてきたところでございます。

現在、トップセールスを行った企業に加え、複数の企業から引き合いを受けており、事務協議を進めておりますので、できる限り早期に立地企業の公募を行い、内定企業を決定したいと考えております。

交通利便性に優れたみやま柳川インターチェンジ周辺に産業団地を造成し、新たな企業が立地することによって、若者が本市に住み続け、働き続けられる環境を整備し、本市の課題であります人口減少に歯止めをかけてまいりたいと考えております。

次に、２点目の企業版ふるさと納税のトップセールスの状況と成果はとのことでございますが、企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを生み出し、地方創生の取組を進化させることを目的として、平成28年度に創設された制度です。国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から最大９割の軽減

をする仕組みです。令和２年度からは地方公共団体が策定する地域再生計画の認定手続が簡素化され、本市におきましては、令和３年度に地域再生計画のみやま市まち・ひと・しごと創生推進計画を策定し、本年度から企業版ふるさと納税制度を活用することができるようになりました。

本年度は、これまでに企業訪問の際に使用しますチラシの作成や、企業からの寄附を受け付けるためのホームページ制作などを行ってまいりましたが、ようやく準備が整いましたので、今後は私が先頭に立って企業を訪問し、農林水産業の振興や資源循環型社会の形成など、本市の地方創生の取組に御理解、御賛同をいただきながら、寄附という形でみやま市を応援いただけるよう、全力で取り組んでまいります。

今後も国、地方の財政状況はますます厳しくなることが予想されます。本市の貴重な一般財源として創意工夫を凝らしながら、企業版ふるさと納税の取組を推進していく所存でございます。

次に、３点目のコミュニティバス事業の改善に向けた市長のマネジメントはとのことでございますが、コミュニティバスは前身の福祉バス運行ルートやダイヤを基本に平成30年３月より運行を開始しました。この間、市民からの御意見、御要望をお聞きしながら、可能な範囲でルートやダイヤなどの見直しを行ってまいりましたが、今でも時間がかかる、バス停まで遠い、本数が少ないなど改善を望む声がございます。また、時間帯によっては利用者が乗っていない便があるなど、課題は多いと認識しております。

一方、本市の公共交通網は十分でないため、高齢者も移動には自家用車に頼らざるを得ない状況でございますが、昨今頻発する高齢者ドライバーの交通事故に不安を感じる方も多く、コミュニティバスをはじめとした公共交通の必要性は今まで以上に高まっていると感じています。

現在、次期みやま市地域公共交通計画の策定作業を行っておりますが、コミュニティバスだけでは全ての交通ニーズに応えることは困難です。そこで、計画においては、既存の交通資源の有効活用やデマンド交通等の新たな仕組みの検討などにより、様々な交通サービスを組み合わせることで、使いやすく、持続可能な地域交通体系の構築を目指したいと考えております。そして、地域公共交通計画で定めた方針を受けて、コミュニティバスの運行等具体的な施策を検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、４点目の不祥事の再発防止の中での市長のマネジメントについてでございます。

初めに、職員の不祥事により市民の皆様、そして、議員の皆様の信頼を著しく失墜させたことに対し、深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

これまで、文書による綱紀肅正等の徹底を行い、ケースによってはマニュアルやチェックシートの作成と実施、そして、職員研修などに取り組んでまいりましたが、結果として同種の事案が起きたことは、再発防止策としての対応が不十分であるとともに、組織としてのコンプライアンスが徹底されていなかったことが要因であると考えております。

今後は、私自身が再発防止の率先垂範となり、研修や面談を充実させることで、市民の皆様や議員の皆様の信頼を確保してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

御答弁いただきました具体的事項に区切ってお伺いいたします。

まず、企業誘致のトップセールスですが、昨日、荒巻議員の質問の中で産業団地の造成について事務的手続の期間の説明がございました。以前、私が一般質問でお聞きしたときと比べたらかなり短期間、6か月程度という御答弁だったんですけど、もう一度この点に関して詳しく手順の説明をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

吉原議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

これまで産業団地造成につきましては、農村産業法による造成計画をいたしていたところでございます。令和3年に農業振興地域制度に関するガイドラインが改正されたことに伴い、現計画地については農村産業法を用いない造成が可能となったところでございます。実施計画につきましては、県知事の同意に必要となる約6か月程度の期間が短縮されたところでございます。御質問等ありました農振除外等の手続等でございますが、現在、農振除外・転用・開発許可の手続につきましては、これまで福岡県の担当部署との事前の支度協議等を重ねておるところでございます。内定企業の決定後は速やかに本申請を行い短縮した期間で手続を完了できるよう進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

5 番吉原政宏君。

○5 番（吉原政宏君）

事前調整でかなり短縮ということで6 か月程度というのは変わらないということで確認しました。早ければ公募をいつ開始して造成をいつまでに完了させるという想定しているスケジュールがあれば教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

お答えします。

公募につきましては、今後実施要項等を策定しまして、今年度中に公募等をできたらと思っておるところでございます。そして、内定企業を決定した後に、約6 か月程度の農振除外・転用・開発許可を受けた後に造成工事等に約1 年5 か月程度かかることを想定しておりますので、令和6 年度中の造成完了に向けて取組を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

5 番吉原政宏君。

○5 番（吉原政宏君）

では、令和6 年度中ということなので、令和7 年3 月、造成完了が早ければということで、これから想定されるということでもあります。これでインター北側の産業団地造成はある程度誘致のめどが立ってきたと思われます。2 期目の松嶋市政に当たって企業誘致についてはトップセールスを行っていくということで新聞にも取り上げられておりました。松嶋市長が考えられる企業誘致のトップセールスというのはどういったものか、お聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私は工業用地の分につきましては、やはり雇用をたくさん増やすということが非常に大事ですし、そういうことで移住・定住も増えるものと思っておりますので、製造業をできるだけ誘致したいと考えておるわけでございます。

○議長（牛嶋利三君）

5 番吉原政宏君。

○5 番（吉原政宏君）

私が聞いたのはその内容じゃなくて、どういった形でトップセールスを行うかということです。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

すみません、ちょっと意味を取り違えておりました。

造成工事が終わりますことで産業誘致してまいりたいと思います。引き続き、私としましてはトップセールスを行って、インターチェンジ周辺への誘致を様々な機会を捉えて進めてまいりたいと思っていますけれども、ちょっとそこも違いますか。ちょっと分からんようになってきた。すみません。

○議長（牛嶋利三君）

5 番吉原政宏君。

○5 番（吉原政宏君）

まず、北側の産業団地の公募に当たっては、市長のトップセールスが本当に生きた成果だと思われているのか、それとも事務方の頑張りができた成果だと思われているのか、お聞きします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

すみません、ちょっと意味の取り違えで申し訳ありません。

やはり私、この工業用地に関して製造業という部分でトップセールスを行ってまいりまして、企業の幹部とも先ほど申し上げましたように話をしております。そういう意味で言うと、しっかり私としては取り組んできたつもりでもございますし、また関係部署と併せて今後もしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

5 番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

事務方が今までお膳立てした形のそれに乗っかるというのは、市長としてある意味当然というか、職務として当然の役割だと思います。市長が2期目の公約としてトップセールスを掲げられております。また、第2期みやま市総合戦略にも企業誘致には市長のトップセールスを推進すると定められております。これはやはり市長自らが動いて自分の力で引っ張ってくる、そういった力をぜひとも松嶋市長2期目には示していただきたいと思います。

今回、インター北側の産業団地造成はある程度めどが立っておりますが、インター西隣の土地も既に地質調査が済んでいるところもあります。今回北側をまず取っかかりとして国営事業を受けているところに風穴を開けて、そこからの面的なみやま市の産業団地、企業団地の広がりをつくるための第一歩だと思います。そのためにも松嶋市長がトップリーダーとしてトップセールスを今後も引き続き企業誘致に向けて頑張っていただけることが大切だと思いますが、その辺についての松嶋市長の考えを伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

おっしゃるように、私も企業誘致にしっかり取り組んでいかないと、本市の将来、発展はないと思っております。しっかりそこはトップセールス、いろんな機会を様々な機会を捉え、頑張ってトップセールスしてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

次が企業版ふるさと納税のことも話をするんですが、一つ企業誘致と次の企業版ふるさと納税の相関性についてお話をしたいと思います。

隣の南関町では先日、企業版ふるさと納税第1号を受けたという新聞報道がありました。この企業版ふるさと納税をされた企業は十数年前に企業誘致を受けて南関町に工場を立地された企業であったそうです。こういった後世に財産を残すためにも、ぜひ松嶋市長には企業誘致のトップセールスを頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の企業版ふるさと納税のトップセールスについてであります。答弁を見ますと、ようやくチラシの作成やホームページの作成の準備が整いました。今後は私が先頭に立って企業

訪問しということで答弁がありました、今後行うということで改めて確認させてもらいますが、いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今後ということでございます。ようやく企業版ふるさと納税のリーフレットというかできましたし、本市の魅力をお伝えして、そして、こういう企業版ふるさと納税、積極的に今後進めてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

5 番吉原政宏君。

○5 番（吉原政宏君）

今年も12月でもう終わろうとしております。4月に予算が通って9か月たつ中で、今やっとパンフレットができたというのはかなり取りかかりが遅いのではないかと思います、市長として恐らくもっと早く動きたい気持ちはあったかと思いますが、このチラシ作成媒体の作成についてもっと早くできないかという指示はされなかったのか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

できるだけ早くとは思っておりましたけれども、なかなかこの分については、今頃になったという部分については御指摘のとおりかもしれませんが、やはり魅力を発信するためにはきちんとした資料を持っていかないとなかなか御協力いただけないのかなということで、しっかりこの分を活用しながら今後進めてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

5 番吉原政宏君。

○5 番（吉原政宏君）

これから企業を訪問されるということですが、何か具体的に、これは本社がみやま市にある企業は企業版ふるさと納税は受けられないという制度になっております。松嶋市長としてどういった企業に訪問される予定なのか、お伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私自身もたくさんその企業を知っているわけではございませんので、各課にまたいろんなつてを伝ってリストアップをしたところからトップセールスを行ってまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

5 番吉原政宏君。

○5 番（吉原政宏君）

幾つか他市のトップセールスの企業版ふるさと納税を成功されている事例がございますので、少しだけ紹介させていただきたいと思います。

茨城県の境町というところでは、町長自ら知人の経営者さんに紹介してもらってトップセールスを仕掛けてあるそうです。その際は訪問企業の興味を引くような寄附金の活用事例ですね、一時的な全体的なじゃなくて、その企業ごとに対して活用事例をした資料を町長自らが作成し提案しているということであります。この5年間で累計17億円の企業版ふるさと納税を受けているそうです。また、群馬県の前橋市の市長は、自ら直筆の手紙を企業約300社に送って、昨年度は約4億円の寄附を受けている。今年も1月から9月までの間に約2億円の企業版ふるさと納税を受けているそうです。近くでは福岡県の筑前町ですね、この町長さんは東京に上京する際には必ず地元ゆかりのある企業を訪問しているそうです。やはり1回の訪問で寄附が決まるということはまれでありまして、対話を重ねて関係を築くことで寄附につながるというのではと言われております。それを踏まえて、昨日もちょっと財源の話が出たところで、給食費補助のですね。前述の境町の町長は、財源が足りないならそれを生み出すマネジメントが必要、マネジメントを成功させそれを住民にどのように還元するかが重要だと言われております。ぜひ松嶋市長にもその財源を自ら生み出すようなトップリーダーとしての動きをお願いしたいと思います。

関連しまして、企業版ともう一方で一般のふるさと納税もみやま市は取り組んでおります。本年度の予算が3億円だったとかと思いますが、このふるさと納税は12月末が一旦の年度の締切りとなっております。毎年12月にふるさと納税をされる方が集中しますが、現状みやま市の一般のふるさと納税の状況をお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

現状についてお答えいたします。

11月28日現在で89,000千円ということで、昨年の同時期と比較しても54.8%ということで落ち込んでおります。理由としては主力の商品だった米が他自治体との価格競争といえますか、本市の割安感が非常に令和2年はあったんですけども、3年、今年と非常に割安感が薄れてきて、これまで10千円の寄附で10キロの返礼ができたんですけども、自治体によっては15キロから20キロを10千円で寄附してそのくらいの量のお米を出されているというところもあったりしてなかなか厳しい状況になっておるところでございます。

それで、企業版のふるさと納税で市長に動いていただく際にも個人版のチラシも今回併せて作っておりますので、それもぜひお持ちいただいてそういったPRもしていただきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

地方交付税が減額していく中で、今後のみやま市の財源安定化には自主財源を確保する取組が重要であると考えます。令和3年度決算でも自主財源比率が大幅に低下しておりました。企業版ふるさと納税とともに一般のふるさと納税もこれから年末にかけて駆け込み需要が見込まれますので、さらなるてこ入れをして充実したものの取組に進めてほしいと思います。

では、3番目のコミュニティバス事業の改善についてお伺いします。

これは答弁でも結構前進するような御答弁を今いただきました。既存の交通資源の有効活用やデマンド交通の新たな仕組みを検討するということ、様々な交通サービスを組み合わせるということも回答いただいております。9月の総務常任委員会、決算審査特別委員会の中でも多様な見直しをしてということで申し上げておりましたので、それを取り入れていただいたのかなと思ってうれしく思っております。では、この見直し、今後こういった形で進められるのか、計画をつくって、その後定めた方針を受けて具体的な施策を検討してまいることなんですけど、ちょっとその辺の流れを教えてくださいませんか。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

お答えいたします。

今年つくっていると申し上げております地域公共交通計画というのは5年計画でございまして、その中でみやま市の地域公共交通に関する基本的な方針、それから具体的な取組の方針、そういったものを定める計画になっております。ちょうど今5年目の最終年ということになっておりますので、来年度からのそういった方針を決める作業を今やっているということです。その基本的な考え方がまとまりましたらそれに基づいて、例えば、コミュニティバスの運行の在り方とか、あるいはその中でデマンドタクシー等の導入という話ももしも出るということになれば、そういった部分の動かし方とか、そういった部分を計画に基づいて検討していくというふうなことになります。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

コミュニティバス事業は本市以外でも多くの自治体で取り組んでおりますが、やはり思ったように利用者が増えないという状況があるようです。同じ福岡県の嘉麻市ではハイブリッド型デマンドバスの導入ですね、コミュニティバスを改善して午前中、朝から昼にかけては利用者が多いので、定時運行、午後からは利用者が少ないので、デマンド運行にして、利用状況の変化によって臨機応変に対応しているようなケースもあります。また、山形県の南陽市ではタクシーを活用したコンパクトな地域公共交通、片道利用料金500円に設定してタクシーを活用されているそうです。また、三重県の菰野市や福岡県の岡垣町ではコミュニティバスの利用者が少ない路線を一部見直した結果、路線の一部を廃止や統合し、路線の集約をし、休止した地域では乗り合いタクシーを活用して補完しているという形もつくっているそうであります。

こういった例もありますので、ぜひみやま市の実用に合った手法を今後検討していただいて、先ほど来ありましたデマンド運行、あるいはタクシーの活用を早期に実現していただきたいと思いますが、改めて市長の考えをお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、吉原議員がおっしゃった分も十分検討に加えながら、今度策定いたします地域公共交通活性化協議会の中でしっかり検討し、そして、見直すべきところは見直すということで進めてまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

5 番吉原政宏君。

○5 番（吉原政宏君）

あと先日の全員協議会の中でスクールバスとコミュニティバスの融合ができないかという話が一部出ておりました。現在、みやま市では桜舞館小学校で4台、瀬高小学校で2台、来年度から高田小学校で3台のスクールバスが運行予定となっております。このコミュニティバスとスクールバスの融合について何か協議されたのか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

教育委員会のほうからもその件でうちのほうに話があっておりまして、まだちょっと具体的な協議の場は設定できておりませんが、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

5 番吉原政宏君。

○5 番（吉原政宏君）

これは運転手の問題も今後出てくるかと思います。バスの運転手も不足している、今後運転手の確保も課題となってまいりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。これも幾つか事例を紹介させていただきますと、兵庫県の三木市というところではコミュニティバスを下校時や登校時にはスクールバスとして利用されているそうです。福岡県の朝倉市は登下校時にスクールバスとして利用している車両を空き時間にデマンドバスとして利用している、そういった事例もありますので、今後また検討をぜひよろしくお願いします。

現状からのマイナーチェンジではなく利便性向上、効果的、効率的な運営などの大幅な転換を実現していただきたいと思います。今回の計画を策定するのは、今後のみやま市の公共

交通の方向性が大きく変わってくると思います。先ほど言いました高齢者の運転も事故の多発もしておりますので、ぜひ市民生活の足の確保、必要ですので、大胆な改革をお願いしたいと思います。

では、具体的事項４の不祥事の再発防止のマネジメントについてお伺いします。

なかなか再発防止対策が不十分であったということが答弁にありましたが、なぜ再発防止ができなかったかと市長は考えられるか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

前年度の職員のそういうクラブ活動等のお金を横領したりとか、それから、今回そのときにもしっかり伝達して綱紀粛正を図ったつもりでございましたけれども、それが徹底できていなかったのかなという非常にその反省をしておるわけでございます。そういう意味でいうと、やはりそういういろんな職場の中で職員同士のコミュニケーションとか、それから、しっかりそういういろんな悩みを持ったり、ちょっといろんな部分で問題がありそうな分については相談活動等もできていなかったのではないかと、そういう面も含めて研修制度、また相談できる体制づくり、またチェックする体制づくりを再構築してまいりたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

５番吉原政宏君。

○５番（吉原政宏君）

今、市長が言われた検証する、チェックする体制づくりが私は必要かなと思います。また、その前段階でやはり再発防止検討委員会等々で不祥事防止のための行動指針を明文化してはどうかと思います。その明文化したものをやはり定期的にチェックする、まずその再発防止策をもっと細かく分類することも必要かなと思います。すぐにできること、１年以内にできること、あるいは松嶋市長の２期目でやり遂げること、大きな組織改革とかも必要かと思っておりますので、そういったものを踏まえながら、それを定期的にチェックする、半年に１回チェックする、それを市民に公開する、そういったことで市民全体への意識も統一されるものではないかと考えますので、また今後取り組んでいただきたいと思います。

市長がトップリーダーとして今後４年間この市政を担っていただくんですけど、私は今回

の不祥事を受けて市長にお願いしたいことが一つあります。私は市長は全ての職員さんが活躍できるような場を与える、こういうことを心がけて一人一人の職員さんの働きを見守っていただきたいと思います。また、同僚やその周りがみんなが助けやすい環境をつくること、これが松嶋市長をトップリーダーとしての責務じゃないかと思います。ただ、その上で市長は管理監督者として危機管理責任を十分に認識するとともに、市民との約束であります公約の実現を積み重ねていく、このことでしか市民の信頼を取り戻すことはできないと思います。前へ、さらに前へみやま市が進むようにトップリーダーとして取り組んでいただきたいと市民全員が思っていると思いますので、最後に改めて松嶋市長から２期目トップリーダーとしてどのように市をマネジメントしていくのか、考えを伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

議員御指摘のような部分で、やはり市の職員としての、公務員としての自覚、全体の奉仕者として自覚を持って市民のために奉仕するそういう職員、また、私でありたいと思っております。それを基盤にしながら、市の職員一緒になって本市の活性化に向けて私の公約も含めて全力で取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

５番吉原政宏君。

○５番（吉原政宏君）

終わります。

○議長（牛嶋利三君）

午前中の会議は終わりました。

暫時休憩いたします。午後の会議は１時半から再開したいと思います。

午後０時15分 休憩

午後１時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは休憩を閉じまして、午後からの会議を続けてまいりたいと思います。

一般質問を続けてまいりますけれども、昼食後ということで、大変睡魔が襲う時間でございますけれども、中島議員、気合を入れて一般質問を行ってください。

それでは続きまして、14番中島一博君、一般質問を行ってください。

○14番（中島一博君）（登壇）

皆さんこんにちは。14番議員の中島でございます。昼食後、眠たいと思いますが、1時間もかかりませんので、よろしくお願いいたします。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告した件について質問させていただきます。

10月28日より市長2期目がスタートしましたが、人口減や災害、新型コロナウイルス感染症対策など課題が山積みであり、また、保健医療経営大学跡地、本郷小学校跡地活用など、市長としての能力が問われるときだと思います。

今回、市長のまちづくりの姿勢について、3点伺います。

事項1として、みやま市総合市民センター全般について伺います。

総合市民センターの建築の検査は6月20日に済み、23日に引渡しも終わっています。その後、インターロッキングに不具合があり、7月12日より8月12日まで4回、臨時全員協議会で設計業者、施工業者出席の下、協議いたしました。8月23日から補修工事をしていただき、現在に至っています。その後、9月18、19日、市民が避難している前で、台風14号の影響により雨漏りも発生しています。雨漏りの原因調査6か所についても現在行っているところでございます。

総合市民センター全般の不具合について、何度となく私は市長、教育長なりに助言をしまいましたが、市長、教育長は他人事のような態度であります。工期延長についても、令和3年1月より建築J Vより出ているところであります。工期については、令和4年3月31日でしたが、結局8月まで、工期延長は5か月であります。今後のインターロッキングの不具合、雨漏り原因調査について、発注責任者の市長としての見解を伺います。

事項2として、第三セクターの人事について伺います。

第三セクターの総務省指針について、何度も言いますが、第三セクターとは、自治体の信用度と民間の経営ノウハウを組み合わせ、市民サービスを向上させることが目的です。今度の人事については、市長の推薦であり、天下り人事であります。今後、役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間のノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるようにと思いますが、見解を伺います。

事項3として、西日本新聞筑後版に、市職員の不祥事が続いているとの報道がありました。私は市議会議員としての責任を痛感いたしました。市長は何が問題だと考えますか。市職員

の不祥事の続発は、市民に市政全てに対する疑いをもたらす深刻な事態です。と同時に、市職員も動揺していることと思います。市長の解決策は何か、綱紀粛正を言うだけで解決するとは思いません。具体的な対策を考えるべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、中島議員の市長のまちづくりの姿勢についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のみやま市総合市民センターについてでございますが、御指摘のインターロッキングにつきましては、6月23日の建物引渡後に砂の流出が確認されましたので、それを解消するために、ブロック間の目地を樹脂目地に変更いたしております。また、規定を超える段差につきましては、適宜点検しながら解消を図っておるところでございます。引き続き経過観察を行い、不具合が生じた場合は都度解消に努めてまいります。

次に、雨漏りの件につきましては、先ほどの古賀議員の御質問でもお答えしましたとおり、現時点では原因が特定できておりません。引き続き原因究明を行い、対応策を求めてまいります。

次に、2点目の第三セクター人事についてでございますが、総務省の第三セクター等の経営健全化等に関する指針では、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求めて、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材を積極的に登用されるよう努めることとされております。

また、地方公共団体を退職した者を採用する際には、第三セクター等が必要とする能力、知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はほかにいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要であると示されております。

第三セクターの人事につきましては、この指針を踏まえながら総合的に判断してまいります。御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、3点目の職員の不祥事についてでございます。

初めに、職員の不祥事により市民の皆様、そして議員の皆様の信頼を著しく失墜させたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

これまで文書による綱紀粛正等の徹底を行い、ケースによってはマニュアルやチェックシートの作成と実施、そして職員研修などに取り組んでまいりましたが、結果として同種の

事案が起きたことは、再発防止策としての対応が不十分であるとともに、組織としてのコンプライアンスが徹底されていなかったことが要因であると考えております。

今後は、私自身が再発防止の率先垂範となり、研修や面談を充実させることで、市民の皆様や議員の皆様の信頼を確保してまいります。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

何か私の答弁が一番少なかったみたいです。雨漏りの答弁もあまり何も書いていない。ちょっと打合せもしていなかった、私的でちょっとお伺いいたします。

市民センターに関しては、2月7日の全員協議会の中で、工期延長について市長から提案なされましたが、そのときから、私は工期延長は民間では想定内ということで提唱してきたと思います。それと、4月13日の臨時議会で、建築15か所、電気15か所を設計変更があつて、マイナスの分が建築で1か所、電気の分が2か所だったと。総合して約40,000千円ぐらい追加になっているんですよ。48億円で予算を取ってあるけど、補正予算組まんでいいということで臨時議会は開いてあるんです。実質はもうプラス・マイナスで40,000千円ぐらいは追加になっているんですよ。市長分かりますか。そこで工期延長と設計変更がもう電気と建築のほうで30か所ぐらいあるから、そこで設計のほうは信用できないということで、それが疑いもあった関係で、多分、5月、6月ぐらいに、最後の請求書の金は払わんようにと再三財政課長に私は言ってきております。それで、最終的に8月1日の全協の中の休憩時間に、財政課長のほうに請求書来ておるねと言ったら、もう来て、私の手を離れて、会計課長のほうに送っていると。会計課長は1日に銀行と打合せして、8月5日に振り込むと。もう請求書が来ているなら仕方がないですねと言ったんですけど、さっき言ったように、6月23日には引渡しは済んでおります。その後、さっき言ったように、7月12日から8月12日まで4回、協議中に、7月に請求書が来ているんですよ。市長なり教育長も両方答えてください。そのときインターロッキングの不具合が出ておる7月12日から8月12日、8月5日には470,000千円を振り込んであるんですよ。まだ完全に補修もしていないうちに何で支払ったのか。施工業者に何か残金の支払いについて協議がなされたのか、市長と教育長に伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

6月20日に検査を行い、そして23日に竣工ということで、市のほうに引渡しを受けております。その時点の分での請求に関しましては、きちんと出来上がったということで、支払いをしているということでございます。そして、それについては教育委員会とも打合せをして、きちんとお支払いするというので、支払いをさせていただきました。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

23日に引渡しが終わって、その後にインターロッキングの不具合があったじゃないですか。7月4日の全員協議会の中で私が質問したとき、ちょっと専門的に、私たちは素人やけん分らないということで、部課長が7月12日から設計業者さん、施工業者さん、8月12日までに4回来ている、その協議しておる途中で請求書が来て、何にも結局この不具合なくとも全額。なら市長でん教育長でん、自分の自宅がこういう不具合のとき、全額払いますか。その途中に、9月18日に台風で雨漏りしているんじゃないか。自分の自宅が新築のとき、家移り前に玄関のところがああいう不具合になって、全額払いますか、市長も教育長も。何度となく、今でも私、昨日見に行ったけど、全然一緒ですよ。悪くなっていると思いますよ。まだ補修もしていない先に自宅だったら払いますか、市長、教育長。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

中島議員の御質問ですけど、一応市民センターの建物はほぼ完成しておるというような状況で、インターロッキングの件につきましてはいろいろ御指摘もございましたので、補修等も行っている途中だろうというふうに思いますけど、大体ほぼ完成しておるということで、支払いをさせていただいたというところでございます。（「おたくの自宅だったら払いますかということを言っているんです」と呼ぶ者あり）払います。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

ほぼ終わっているといって、私はインターロッキングの不具合以外にも、建物の中も私、素人が、幅木とか白壁がちょっとおかしい。それも私が言って直しているじゃないですか。こういうのは玄関の前、段差はまだそのまま。これは何で払われますか。私、自分の家だと払いませんよ。業者と協議しますよ。470,000千円ですよ。何か私も胸騒ぎしとったから、財政課長、最後に金は残しておいてくれと、私は業者と自分の家の今度の市民センター、市長と教育長は他人事のような感じだから私は言っているんですよ。私だったら業者と協議して、私は最後の残金を法務局にでも供託します。そして、完全に済んでから支払うような協議を施工業者と私は打合せしますよ。私だったら残金の470,000千円払わん、完全にインターロッキングが済むまで法務局に470,000千円供託して、ある程度済んだ時点で支払うようにしますが、市長はどう思われますか。教育長も。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

建物の完成引渡しに関してですが、報酬の支払い時期とかいうので、民法の第633条は、請負人の報酬について、「報酬は、仕事の目的物の引渡と同時に、支払わなければならない。ただし、物の引渡しを要しないときは」と、こうこう書いてありますけれども、仕事の完成が報酬の支払いを請求されるための直接の要件となり、6月23日にはその完成をしているということでございますので、仕事の完成は報酬の支払いを請求するための要件となるということです。ですので、その後に生じた分については先ほども古賀議員の言われたときにも、契約不適合とか瑕疵の部分についてお話ししましたが、ある程度の手直し、そして、その駄目なところの周りを残していたとしても、仕事の完成が認められないということではなくて、きちんとそこはやってもらうということで報酬を支払うということにしているわけでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

そしたら、請求書が来てから、また私が注意した市民センターの中も全然していなかったですもんね、インターロッキングも。そういう残金について、ちょっともう少し待っていた

だけんかという交渉も全くしていなかったということですね。私はそういう供託して、済んでから470,000千円は、さっき教育長は自宅でも払います。市長も自宅がそういう雨漏りをしても払いますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

やはり一旦完成したということであれば、私は支払います。そして、きちんとその手直しの部分については、先ほども申し上げましたように、契約不適合の部分については手直しをしていただくことで、きちんとやっていただくということで判断をいたしております。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

この市民センターは、災害のときの市民の避難場所なんです。分かりますか。まだ雨漏りもインターロッキングも直っていないでしょうが。建前は、法的にはそうかもしれません。現状が違うじゃないですか。そしたら、11月7日に私はインターロッキングの不具合ですよ。市長のインターロッキング不具合はどういう不具合ですか、ちょっとお伺いいたします。私の不具合とちょっと違うごたるけん。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほど申し上げましたように、インターロッキングの不具合は、その目地の砂の流出である。それから、段差があるという部分については、きちんと手直し等をしていただくということで考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

インターロッキングの不具合というのは、どういう不具合ですかと私は今聞いておるんですよ。私の不具合とちょっと違うからですよ、市長。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私が捉えておりますのは、砂の目地が流れていたということ、それから、段差があったということでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

それもちよっと私がこういう仕事に関係しておったから、私が見つけて、それで言って初めて分かったことじゃないですか。7月13日の、あれは全部300の600のインターロッキングもはがなかったら砂の流れは止まらないですよ。私も11月25日に施工業者さんに聞いたのは、答弁はもう分かっておって聞いたんですけど、私が設計屋さん、業者さん、職人さん、全部に聞きながらずっと質問していますけど、あれは設計ミスですよ。

結局、何遍か言ったと思いますが、300の600のきれいになっているところと、透水性舗装、全部はしたをカットしているじゃないですか。あそこは真っすぐなっていないでしょうが。私、何遍か説明したと思いますよ。そこに縁石をかますと真っすぐなるんですよ、見切りで。そこを私が言っても、今度また設計屋さんが聞いたら原因は何ですよと言っていないでしょうが。私が6月25日の大雨から砂が流れているじゃないですかと。そうすると、縁石もここにふち石をかまさんから砂が流れているんじゃないか。縁石、ふち石をかまさんで違う工法でしてあると言ってあるじゃないですか。そこを何遍か聞いたでしょう。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

中島議員のおっしゃる分についてはお伺いをしております。設計等を見て、自然石風というふうな形で設計が設計どおり行われているということで判断をしておりますし、縁石のないインターロッキングも多々ございます。ですから、私は必ず縁石が必要であるというふうには考えておりませんでした。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

市長は、何か専門家みたいなことを、縁石がないインターロッキングを見たこと、どこで見ましたか。あの場合は、縁石をかますというのは、結局、下に山砂があるから、流れないように縁石をかませるんですよ。どこがありますか、見に行きますよ、市長。どこか教えてください。そんなその場しのぎの答弁でしょうが。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ちょっと私も記憶にございせんけれども、そういうインターロッキングに関して、縁石のないところもあるということの写真も私も見ておりますし、ちょっと私もどこかというのは覚えておりませんが、ああ、ここも縁石なかったかと、ほかのところで拝見したことはございます。ちょっと今の時点で思い出すことはできませんけれども。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

何遍言ってもちょっと話がかみ合いませんけど、結局、そしたら市長はそういう交渉はしていなかったということですね、もう金だけ払うということで。後の470,000千円の残金に関しては業者と打合せをしなかったんですかと。していないということでいいですね。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

8月5日、6日のどちらかで470,000千円のお金を支払っております。その経過につきまして申し上げます。

請求書が参りました。当然のことながら、7月12日から8月12日にかけて、おっしゃったように、インターロッキングの分が議会のほうから御指摘を受けて、不具合があるのではないかと、4回協議の場を設けていただきました。ただ、請求書を頂いて支払うに当たって、そういうふうなところの背景がありまして、まず、議会の御意見も踏まえながら、

支払期日をまだ前に持ったんですが、どういうふうな議会とのやり取りになるのかというのを踏まえて、状況を見ようということで、一回支払いを見合わせて、その後、遅延防止ということがあって、工事の場合、請求書が来た場合、40日以内に支払わなくてはならないという法的な部分がございます。その判断をどう考えていくのかということで、ある一定、法的な部分はどうか、そういったところを調べた際、先ほど市長から少し話がありましたけれども、完成とみなすという部分において、若干手直しがあるような場面でも完成としてみなすことはできるというふうな法的解釈、また裁判の判例等がございましたものですから、一定これを踏まえながら、ただ議会のほうで今問題になっている部分を、それをやはりきちんと真摯に受け止めてやる部分は当然ありますものですから、それとの区別をどうするかということで、重々検討したというか、悩んだといひましようか、そういうふうな結果の中、インターロッキングの件については、約款の中の不具合の規定の中で、そこで一定整理をすべきではないか。まず、お金は40日間という期限の中で支払って、そして今、問題になっているインターロッキングの件については、その後の約款における不具合の中、そのときに少し覚書というふうなところも、こちらのほうとしては覚書を結びながらでもやっていこうというふうなことも視野に入れながら、内部協議をしながらやってまいりました。

いろいろと支払うことはいかがなことかということでの御指摘はあった中での、そういった行為を取りましたけれども、経過といたしましては、やっぱり払う。そしてインターロッキングの結果、不具合ということであれば、覚書なり約款の規約不適合上の条項に基づいて、業者と協議していくというふうな結論を出したわけでございます。どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

もう私何度も言いますけど、私もこういう仕事、私だったら、昨日も見て、ずっと不具合が悪くなりますよ。まだそれでも今5か月たっているから、7月から8、9、10、11の5か月、何もなっていないじゃないですか。あれは全部はいでじゃないと、もう2年ぐらいで多分草が生えたり、フラットになっていないから、これでけがをした、透水性舗装、石がころころ取れて、高齢者とか子供とか、こういうとき事故が起きたときの責任は誰が取りますか、市長。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

管理は市のほうですから、市が責任を取るということになると思います。それのないように、しっかり管理運営はしていかないといけないと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

市ということは、発注者の市長が責任取るということでいいとでしょう。3万五、六千人の発注者なんです、市長、何遍も言うけど。私が最初に、市長は市民センターに関してはどういう役をしてありますかと、きょろきょろして、西山総務部長が発注者と言ってくさったから発注者と言いなさったじゃないですか。私は発注者じゃなくて、3万五、六千人の発注者の責任者じゃないですかと言うたと思いますよ。これはだから発注者の責任者、市ということは、この事故があった場合は市長が責任持って持ちますよと、私はそういう言葉を聞きたいんですけど。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そういう事故がないように、今後しっかり見て、そして整備をしてまいります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

事故があった場合と言うているんです。事故があった場合、みやま市が責任持つてするということで、発注者の市長が責任を持つてするというぐらい言ってもらわんとできんですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

おっしゃる部分は分かりますけれども、仮定の質問に関しては、ちょっとお答えを控えさせていただきます。そういうことがないように、しっかり管理運営を進めていくということをお伝えしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私、4年間、市長を見ておりますが、私が責任持ってやりますとか、責任感というのが全くないようにしか考えられません。ちょっとこの件で、もう2週間になったけど、3者協議は今までされましたか。

○議長（牛嶋利三君）

3者会議をされましたか。（「3者協議」と呼ぶ者あり）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

話合いはしておりません。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

何でされないですか。11月25日からもう2週間になるでしょう。11月25日の全協の中で見たじゃなかですか。そこから今日まで2週間近くなるじゃないですかと。正月前に3者協議するべきではないですか。設計機関と施工業者とみやま市なんですよ。市長も教育長もこの前説明聞いたら分からないと言ってあったじゃなかですか。だから、25日に設計屋さんか専門家を入れて3者協議をしたらどうですかとまで言っていると思います。そいけん、3者協議はしていますかと。まだしていないと。年越す前にした方がいいと思いますよ。

○議長（牛嶋利三君）

山田社会教育課長。

○社会教育課長（山田利長君）

今の3者協議というのは（発言する者あり）この前の全員協議会以降に3者で集まって話した経過はございません。ただ、おのおの設計業者、それから施工業者と別々には連絡を取り合っておりますけど、一堂に会しての打合せはまだ行ってはおりません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

まだやっていないと。もう11月25日で私どもは、こういうのをもらっているじゃないですか。これで説明も受けていますよ。何で3者協議を早めにしなさんとなが不思議でならないですね。これはずっと雨漏りも直らんまま、さっき古賀議員じゃないですけど、とにかく何でおたくたち、そげん動かないとですか。動きが遅いし、分かっているでしょうが。部課長あたりも専門家じゃないと言ったから、設計業者とか呼んであるじゃないですか。それは早急にしてください。

それと、ハイサイドライトの屋根はもう雨漏りはないということで、そのガラス窓の下の辺でしょうが。それで、ガルバリウムとかブチルゴム、防水シート、KDシートまでは直すと。そして、その下の断熱材、TSボードかな、ここにまとめまで書いてありますよ。ちょっと読んでみましょうか。GL鋼板撤去後の既存防水シートについては、全て撤去した上で、下地の木毛セメント板を十分に乾燥させ、再度プライマーを塗布し防水シートを再施工する。同シートの施工に際しては、従前より重ね部の止水性を高めた使用とする。だから、断熱材、これは乾燥して使う。一番下のゴム。だから新築やけんがら、新しいのに替えてもらうように3者会議で言ってくださいと。分かりましたか、市長。新築ですよ。どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

補修部分についてというか、雨漏りについては、しみのあった部分等については、新しいものに取り替えるということで、それは伝えておりますし、向こうからもそういうふうにするというふうに言っていますので。あと防水シートに関しても、そこはきちんと張り替えておるわけですので、私はそのように受け取っております。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

あのとき説明してあったとは分かったでしょうもん。とにかくガルバリウムと、その下の

ブチルゴムと防水のKDシート、ここまでは新しく替えると。だけど、断熱は乾燥させると。そしてまた、一番下の4層ですよ。一番下はそのまま使うということは、そこは取っとらんですかと。取っとるなら新築やけん替えるべきじゃないですかと私言うたはずですよ。そいけん、3者協議で、市長たちは設計屋なり施工業者から、最初から足元見られてなめられるんですよ。だから、全く分かっていないから助言しておるけど、全く行動もしない。これは3者協議は専門家を入れたがいいと思いますよ。検査も柳川の1級建築士まで入って、私が見たというのを全然見ていないじゃないですか。そげんか1級建築士がおるんですよ。自分の家みたいに取り組んでくださいと言っておったと思いますよ。このハイサイドライト下のガルバリウム箇所を全部取り替えるようにお願いしておきます。それはあなたたちがちゃんと責任持ってせにゃいかんですよ。46億円、市民の財産ですよ。それをお願いしておきます。

それと、10月25日に区長会長会で総合市民センター、一応市民の避難場所ですもんね。それで、市民が安心するように雨漏りの経過報告を広報に掲載してくださいということで区長会のほうから言われたと聞いております。それで、11月22日の区長会の中では、雨漏りの原因調査がまだはっきりしていないので、掲載できないという、ちょっと私ので間違いはないかどうか、そこをお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

まだ調査途中ですので、経過報告ということに関しましては、まだまとめがきちんとできていないということで、まだ掲載できないということでございます。ある程度めどが立ちました時点には、きちんと報告はしていかないといけないと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

10月25日も11月22日も、市長からの答弁は全くないと聞いております。黙って座っていただけと。それで、よかったら今月の12月20日でしょうが、区長会長さんは15人おられるんですよ。11月25日に私どもはこういう資料をもらっているじゃないですか。設計士とか施工業者さんとか来ていただいて、区長会の中でこれを説明してもらえんですか。広報に載せな

かったら、これをもって市民の財産なんです、その代表の区長さんたちが15人見えるじゃないですか。そこをともかく区長会の中で、設計屋さんと施工業者さんに来て説明してもらえんですか。

○議長（牛嶋利三君）

藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

12月20日の区長会のときは私どものほうで行って、これまでの雨漏りの調査に関しての説明をしようというふうには考えておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

あなたたちでは分らんから、専門業者とかが報告したらこれでいいじゃないですか。市民の財産なんです。トータル46億円。あなたたちより設計業者さんとかのほうが分かりやすいでしょうもん、専門家やから。あなた素人だから分らんと言うたけん、設計屋さんたち呼んでいたじゃないですか。

○議長（牛嶋利三君）

藤吉教育部長。

○教育部長（藤吉裕治君）

今回はその資料を基に、私どもで御説明をしようというふうに考えておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

管理と監理の違いも、そんなの分からないと言ったじゃないですか。おたくでそれを説明できますか。だから、専門家の設計業者さん、おたくたちはお客さんですよ、市長。46億円、市民の財産、もう金全部払っているじゃないですか。そこまでお客さんだから、来るべきと思いますよ。区長会長さんたちがそういうのをお願いして、広報にも掲載せんかったら、ここだけでも説明してあげていいとじゃないですか。これは市長に聞きます。あなたたちは全然、今頃言っても遅いですよ。市長お願いします。発注者の責任者ですよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今おっしゃった部分については検討をさせていただきます。ですが、まずはこちらで把握している分については、12月20日に説明をさせていただきたいと思います。どうしても専門家が必要であるということであるなら、またちょっと向こうと調整をしないといけませんので、急にはできないと思いますので、そこはまた考慮してまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

何人か区長会長さんに私も言っているので、ちょっと今日言うてみます。市長がどういう答弁をするか。こっちはお客さんなんですよ。これを持って説明。そこも設計屋さんと業者に何か言えない理由かなんかあるんですか。市長、発注者の責任者として、言ったらお客さんですよ。私なら来ますよ。まだ終わっていないでしょうが。市長、何か言えない訳があるんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

特にはございません。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

だから責任持って、私が来てもらうようにしますぐらい言ってください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そこも含めて、担当と打合せしながら進めてまいります。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

これを何度言っても。この20日の日だけまた区長会長さんから聞きますので。

2 問目の第三セクターにつきまして。

前市長時代は、みやまスマートエネルギー株式会社も道の駅も経営責任者は民間に任せておられました。特に道の駅は成功を収められております。それをなぜ市職員出身に切り換えたのか、それも市長に近い市職員OBを抜てきしておられます。これをえこひいきと言うのではないですか。民間企業の経営ノウハウを知らない市職員OBを選んだのは、市長のえこひいきに見えます。ほかの市職員OBの約200千円の報酬に比べてみれば、はるかに高給、2倍、3倍です。市職員の中に不公平感は高まっているとも思います。これもまた市職員不祥事続発の一因ではないですか。

組織の崩壊は、トップのえこひいきから始まる。また、監督担当部署の元上司が社長の会社、忖度なしの指導ができるのか。これは総務省指針の狙いでもあります。改めて提言しますが、総務省指針に基づいた方針に即刻戻すよう強く求めます。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

えこひいきで選任したわけではございません。あくまでも過去の実績、そしてみやま市との連携、そういうのを含めて総合的に取締役会で判断したわけでございます。私個人の意志でそういうことをした思いは一切ございません。えこひいきなどはないということをお誓い申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

この第三セクターの答弁には、ある程度は書いてありますが、私は経営感覚とか民間の経験もないじゃないですか。40年間市役所に務めた方を登用する前に、来年なら来年でもスマートエネルギーに変わる可能性があるから、電力会社を定年になった方もおってあるんですよ。公募する気ないですか、市長が全部推薦するんですかと私は言っているんですよ。だ

から、私が9月議会で、これは天下り人事じゃないですかと、天下り人事じゃないと。公務員職員だから天下り人事と私は言っているんですよ。天下り人事じゃないですか、みんな天下り人事と思っていると思いますよ。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほども答弁で申し上げましたように、天下り人事ということではなくて、やはり先ほども申し上げましたように、地方公共団体を退職した者を採用するには、第三セクター等が必要とする能力、知見を有する人材であるということをしっかり考えた上で、よりふさわしい人材はほかにないのかの判定も十分に検討を行った上で、取締役会で承認してきているわけでございます。やはり民間企業のノウハウというのはあると思います。ですが、第三セクターにおきましても、その辺のコンプライアンスとかいう分については、しっかり市のほうのいろんな法的な部分とか知見のある者、そういう者を道の駅等ではしっかりしてもらいたい。不祥事等もございました。そういうのも含めまして、コンプライアンスをしっかりさせるためにも、法律の分かる市と連携を取っていける人材ということで、取締役会で決定したわけでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私は公募したらどうですかと。結局、市長、社長の人間性は分かっていますが、その前に、総務省の指針どおり広く公募してからしたらいいんじゃないですかと言っているんですよ、次からですね。もういいです。よかったら公募のほうでお願いします。もう来年変わる可能性があるからですよ。分かりますか。いいです。

それから、最後の市職員の不祥事について。

前市長時代と松嶋市長を比較すると答えが見えてこないでしょうか。それは市長自らの厳しさです。松嶋市長は非常に自分に甘く見えます。市職員研修での差別意識むき出しの文書配付、公職選挙法違反でのわずかばかりの言及のみで、後のミスは謝罪のみ。今年夏のみたまつりドタキャンにて処分は何もない。公務も忘れて何もなし。市職員が公務を忘れて欠

席したらどうなるのか。市職員をリードする市長が自分に甘く、綱紀粛正できますか。そんな市長を追及できない市議会のほうに責任があると思いますが、市長答弁をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私個人の件に関しましては、深くおわびを申し上げてきたわけでございますし、その反省の上に、しっかり市政を進めないといけないと思っておるわけでございます。

また、職員の不祥事につきましては、やはりコンプライアンス意識の欠如という部分、何度もうそういう部分で綱紀粛正の文書等を出してまいりましたし、いろいろな補足をしてまいりましたけれども、今回、再びそのような事態になってしまいました。そこはまた、改めて深くおわびを申し上げます。二度とそういうことがないようにということで、今後また研修機会、コンプライアンスに関して再自覚を職員にしてもらい、二度と不祥事のないような市職員、またそういう市政にしていきたいと思っております。どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

市職員の職業倫理を高めるために、人への投資を考えるべきだと思っております。今、政府は、企業に人への投資を増やせと進めています。優秀な若手職員に学びの場を提供することです。市民センター雨漏り問題とも重なりますが、市職員に建築に関しての専門学校、専門家がいなすぎます。私は以前から提言していましたが、意欲のある職員を選抜して、建築の専門学校に派遣して、勉強してもらうのはどうかと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

現在、いろいろなところに市の職員も派遣しながら人材育成もこれまで行ってまいりました。県のほうとか、それから大牟田市とか人事交流等もしております。なお、技術職、専門職については、数年前から毎年募集をしてきましたが、なかなか募集が来られませんでした。今年も募集をしております。そういう意味で、今年は技術職、専門職、建築関係で1

人採用するように今進めておるところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

結局、まだ内定でしょう。来るかどうかはまだ年明けないと分らんですもんね。今までそれで何遍も失敗してあるからですね。一応、地産地消じゃないが、職員でそういう専門、男性、女性、関係なく優秀な職員が入っているじゃないですか。よその行政は、大牟田市あたりは1級建築士、四、五人ぐらいおってあると聞いております。そこで、こういう大きな建物は設計とか施工業者を呼んで、市の1級建築士あたりが指導するとも聞いております。みやま市も、よかったらそういうふうをお願いしておきます。

それと、これからドローンの時代で、ちょっとこの前聞いたら、市職員も何か商工会の関係でドローンの講習を受けてあると聞いております。それで、建築土木とか農林水産課、都市計画のほうも空き家とかあるし、そういうドローンは、15人集まったら数時間の講習で取得できると聞いておりますので、操作できる市職員がいたら、これまでとは違う振興策ができると思っておりますので、市職員のやる気を引き出すのが私はこれが一番解決策じゃないかと思っております。市長、自分に厳しく、市職員にやる気を出す、この2つが私は市職員不祥事続発の解決策だと思っております。最後に市長、一言お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、中島議員から御提言いただきました内容について、またしっかり精査し、取り組んでまいりたいと思います。何より人材育成は大切なことだと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

最後にいいですか。みやま市はトップダウンか、ボトムアップか、どちらでしょうか。それを最後に聞いて終わります。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私はボトムアップを目指しております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

だけど、トップリーダーで頑張ってもらうようにお願いして、質問を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は14時35分からしましょうか。

午後 2 時23分 休憩

午後 2 時35分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じまして、会議を再開してまいりたいと思います。

一般質問を続けてまいりますが、最後になりますけれども、続きまして、6 番末吉達二郎君、一般質問を行ってください。

○6 番（末吉達二郎君）（登壇）

昨日、瀬口議員が16年して1 回目だったと、最初のバッターと言ったのが非常に印象に残っておりますけど、最後のバッター末吉です。最後の質問者となりました6 番議員末吉です。議長の許可がありましたので、一般質問を行います。

表題で記入しているような質問を行うことは、私としては複雑な気持ちです。もっと前向きに施政方針事項等を質問したい気持ちです。しかし、不祥事が繰り返されている事態を考慮すると、市民の負託を受けた議員として議会の場で市政を正し、みやま市行政の信頼を確保すること、今後二度と不祥事を発生させないために一般質問を行います。

そこで、市長はここ数年不祥事が多発していることから、施政方針冒頭に不祥事根絶の決意を述べられました。私はなぜ一定の期間で不祥事が多発したのかの検証を行うため、具体的事項①で不祥事の類型及び対応、件数等ですね、具体的事項2 で不祥事の再発の原因について、具体的事項3 では不祥事防止の政策提言を行いたいと思っています。

今議会でみやま市の定年等に関する条例案、要約すると65歳までの定年延長の改正議案が提出されています。議会初日、この改正案については重要と思い質疑をしました。みやま市の民間企業と比較すると公務員が優遇される感を持たれる市民も多いと思います。不祥事を乗り越え、市長を含め全体の奉仕者として公務を行っている姿をみやま市職員全体で市民に認知してもらう必要があると思います。その意味でも事項1から事項3までについて真摯な答弁を市長に求めます。

以上。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、末吉議員の市政での繰り返される信用失墜行為についての御質問にお答えをいたします。

初めに、職員の不祥事により市民の皆様の信頼を著しく失墜させたことに関しまして、深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、1点目の不祥事の類型及び対応についてでございますが、平成29年度以降の職員による不祥事において、懲戒処分となった事案は5件でありまして、全てが資料1の信用失墜行為の禁止に当たります。その内訳として、飲酒運転1件は停職処分、金銭不正3件のうち1件が免職処分で、残り2件が停職処分、交通法規違反1件は減給処分となっております。

この懲戒処分となった事案への再発防止対策としましては、まず、飲酒運転については、教職員による事案であったため、保護者や生徒への謝罪を行うとともに、校長会で教育長より訓示を行い、学校への指示として、校長による個人面談の実施や、学校ネットワークを活用した全教職員への不祥事防止を呼びかけいたしました。

次に、金銭不正につきましては、綱紀肅正等の通知文書により服務規律の確保を徹底するとともに、会計管理マニュアルを作成し、担当職員に対する研修を実施しました。

また、会計処理の点検作業を実施しましたが、本年11月に再度、親睦会費に関する不祥事が起きてしまったことを受け、全職員を対象とした上司面談を実施し、綱紀の保持とともに、職員の悩み事や健康状態などを把握し、相談できる職場環境の構築を図ることといたしました。

次に、２点目の不祥事の再発の原因はとのことでございますが、これまで文書による綱紀粛正等の徹底を行い、ケースによっては、マニュアルやチェックシートの作成及び実施、そして、職員研修などに取り組んでまいりましたが、結果として同種の事案が起きたことは、再発防止策としての対応が不十分であったと言わざるを得ません。

また、本年10月に起きた委託業者の職員による体育施設の使用料金着服につきましては、委託業者が公金を取り扱っていることの重要性に鑑み、適正に事務手続が履行されるシステムを構築していれば、５年間という長期間にわたる不祥事は起きなかったと反省しております。

今後は、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図ることで、公務に対する市民の信頼を確保してまいります。

次に、３点目の政策の提言でございますけれども、御指摘のとおり、本市職員の懲戒処分者数は大変多いと認識しております。また、議員からの提言であります服務規律等の対面研修、個人面談、監査に関する要請等の３点についての取組は、今後、実施してまいりたいと考えております。

まず、１番目の対面研修は、職員の行動規範等を示した上で、所属長が対面で研修を行います。

次に、２番目の個人面談は、上司面談を実施することとし、業務に関すること以外も含め、職員の悩み事などを相談できる体制を充実します。

最後に、３番目の監査に関する取組は、地方自治法上の規定に基づき、市長から本市の事務の執行等に関し監査の要求を行うことが可能でありますので、監査委員に対し適宜監査の実施を求めてまいりたいと考えております。

以上、３つの取組について確実に実施していくことで、市民の皆様の信頼を確保してまいり所存でございます。

○議長（牛嶋利三君）

６番末吉達二郎君。

○６番（末吉達二郎君）

今の答弁をお聞きすると、非常に深刻かつ前向きに研修等も行っていくというようなことも発言があり、いいことだと思います。やっぱり不祥事が多発するということは、みやま市に対する市民の信頼を損なうことは、松嶋市長が２期目の政策方針で言われた施策を推進す

る上でも、私は非常に肝要なことと思うんですよ。だから、2期目に向かって再スタートするに当たって、是正すべきところはしてやってくださいというのが私の気持ちです。それは聞きたくない部分を聞くかもしれませんが、私の本意はそこにあるということを理解していただきたいと思います。

それでは、具体的事項1、答弁書を見ますと、公務員は全体の奉仕者の観点からということで、資料1、私のほうが出しているものをかみ砕いて説明いただきました。

それによりますと、懲戒処分5件、その内容についても答弁されました。懲戒処分以外に不適切な事案があったと思います。その内容と懲戒処分を含めた年度別の件数を教えてもらいたいというのが1点と、また、再発防止の観点で見ると、教育長のほうでは個人面談ということで、その点については即座に対応されておるということはこれで分かります。それ以外は、本年11月以前は文書による注意喚起だと私は理解していますが、それでよろしいですか、この2点をお尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の懲戒処分以外の事象があったんじゃないだろうかということでございますけれども、懲戒処分以外では事務処理ミスといたしまして事案が2件発生しております。再発防止対策としまして、ダブルチェックの徹底や対応マニュアルを見直し、ミスを起こさないよう運用を変更してまいっております。

続いて、その他の不祥事といたしまして、職員以外の者の事案が3件ございます。道の駅で2件、そして、先日の委託業者関係が1件でございます。委託業者関係の不祥事により市民の信頼を大きく裏切ることになっておりますので、今後同種の事案が発生しないように事務手続等の見直し改善を図っております。

年度ごとの分もですね。ただいま御説明しました5件と、当初の懲戒処分の5件合わせまして、不祥事ごとの年度別の発生件数ということでございますけれども、令和2年度に2件、こちらは飲酒運転とその他の不祥事ということで道の駅の産地偽装でございます。令和3年度3件、こちらにつきましては、金銭不正が2件、そして事務処理ミス、入札の誤記入が1件でございます。そして本年、令和4年度でございます5件、金銭不正が1件、交通法規違

反が1件、事務処理ミス、マイナンバーの関係でございます、そして、その他の不祥事といまして、道の駅の売上金の着服が1件、そして、委託業者の使用料の着服1件でございます。

最後に、再発防止対策につきましては、基本的には御指摘のとおり、文書によります綱紀粛正の通知を行っておりまして、ケースによっては対応マニュアル等の作成と対象者向けに研修を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

あまり聞きたくないことを聞いて悪いんですけど、確認しますが、令和2年度に懲戒処分とその他の不祥事2件、令和3年度に3件、懲戒処分1件と事務処理ミス等、令和4年度は5件と、懲戒処分が2件とほか3件と。非常に多いんですね。これは私は執行部だけに言いよるわけじゃなくて、私として議員としても、これは非常に緊急事態だなという気持ちで捉えて言いよります。何とかせないかんと思います。

これは具体的事項3で示す予定でしたけど、皆さんに資料2をつけていると思います。これは他市町村で比較するのはあれだから、県のホームページ等、私は人事課に確認したんですけど、その中で、県のほうもやっぱり不祥事は起きております。元と云えばいいのかな、三重野副市長には悪いんですけど、県のほうも起きております。ただ、これを見てもらうと分かるけど、みやま市との大きな違いは職員数が12倍のところ、みやま市が641人ですね。それに対して教職、警察を省いて約8,000人で、七千九百幾らだったわけです。12倍の組織の中の件数と641人の件数と、先ほど言いましたように、やっぱり緊急事態です。そういうことなんですけど、こういう不祥事の類型と、形と件数というのは今説明していただいたからいいんですけど、それで具体的にはまた具体的事項3で触れますけど、もう一つ肝要なことは、今までのこういう事案が発生しながら、いわゆる文書によるものがほぼ主だったということです。令和4年10月だったかな、度重なる私的な金、着服ですね、それ以後はちょっと違う対応をされているみたいです。決して十分だという意味じゃないんですけど、私は個人面談というのは非常に大事ですよということは担当課等には以前から言っておったと思います。それを今回されているか、それはもう具体的事項3で触れます。これは、私が

不祥事について質問するのは最後ですけど、前にもう３人されているから重なる部分もあると思います。そういう中では組織の問題とかいろいろ言われていますけど、それを頭に置きながらかぶらないようにしたいと思いますけど、要するに、事案が多いということと対処の仕方に問題がないかということを指摘して政策のところでまた具体的にお話しさせていただきたいと思います。

それでは、具体的事項２、不祥事の再発の原因について質問しますが、答弁でいろいろ説明をいただきましたが、令和３年４月３日の親睦会費、これは私費なんですけど、令和３年１２月１３日の市で管理する清水山荘保管金、これは公金ですよ。令和４年１１月６日親睦会費、これは私費なので、これが１年ぐらいいかな、起きてしまったと。懲戒処分があります。着服する行為、これは全体の奉仕者となる公務員の信頼を著しく失墜する行為という理由の懲戒処分です。これはちょっと例として悪いかもしれませんが、子供でもしてはいけないということが分かることですよ。他の事案を含めて、結果として、組織としてのみやま市職員のモラルが低下したことが再発の原因ではないかなというふうに感じざるを得ないんですけど、市長どのように思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

これまで再発防止のために文書による綱紀肅正等の徹底、また、職員研修などに取り組んでまいりましたが、同種の事案が発生しましたこと、再発防止策として不十分であるとともに、やはり組織としてのコンプライアンスが徹底されていなかったことが要因だと考えます。申し訳ありませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

６番末吉達二郎君。

○６番（末吉達二郎君）

ちょっとこれは資料等なんかで話しているけど、組織としてのコンプライアンスというのは、市長じゃなくてもほかの方でもいいけど、これは何だと思えますか。組織としてのコンプライアンス。コンプライアンスというのは分かりますけれどもですね。市長どういうふうに思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

コンプライアンス、法令遵守でございますけれども、やはり公務員の服務規律、特に地方公務員法による制限というのが資料もありますが、地方公務員服務規律の第30条、服務の根本基準として読み上げますけれども、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」ということでございます。そして、信用失墜の行為が第33条にあります。「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」、この辺の自覚が足りなかったのではないかと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

市長の言われたとおりだと思います。これは当然ながら地方公務員法に規定されて、この法令を遵守していく組織体としてのことをやってコンプライアンスが保てるというような方向性にいくんだろうと思います。そこについて市長も十分判断されているから、私が質問する前に3人の中でも組織のコンプライアンス、これに触れられております。十分そこら辺については市長も認識されての発言だと私も感じます。

それで、もうちょっとこれは本当に私危惧している点があるんですが、今説明の中で組織として不十分であるという答弁がされました。組織としてのコンプライアンスということもかみ砕いて私に説明していただきました。だけど、別の視点で見ると、私は思うんですよ。特にこの何年かコロナ対策、大きな災害が続きましたですね。これによる時間外の増加と職員が疲弊しているということもこの不祥事の一端の要因というものがあるんじゃないかと私は思います。そのいい事例が、全協でこれは全議員に配られた内容です。コメントが新聞にも載っております。その中でも個人のプライバシーの問題があるから、処分を受けた者としてもありますから詳しくは言いませんけど、この中にも処分を受けた当該職員が、業務上等により強いストレスを受けていたということが、当然これは市長も見てありますよね。そういう要因があると。私自身も業務が多忙になるといろいろストレスがたまりますよね、人間。市長もいろいろストレスたまるだろうと思います。そういう中で、誰かやっぱり相談な

んかをするといいいんですけど、そういう問題があるということを要因として、これについて市長どう思われますか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

末吉議員おっしゃるように、そのストレスという部分についてはいろいろあるかもしれませんが。ですが、やはり公務員としての自覚というか、それはしっかり持っていないといけないというのは大前提でございます。その中で、やはり身近にいろんな悩みを相談するような人がおればまた違うかもしれませんし、先ほどおっしゃったような大規模な災害、そして、新型コロナウイルスへの感染症対策等で、本当に市の職員の勤務時間増加というのは顕著でもございますし、年々勤務環境が厳しくなっているのは思います。メンタル面で不調を訴える職員も増えております。ですが、今後は全職員を対象として、おっしゃったような職員の面談等を実施していきながら、仕事面だけでなく、プライベートでの悩み事とか、そういうのを相談できる体制づくりも今後は必要だと考えておりますので、そういう意味でも職員の体だけではなくて心の健康、きっちりそこは対応をしていかないといけないと考えております。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

今、市長の答弁で、ちょっと私、何かあれっと思った部分があるんですよ。全体の奉仕者として仕事するのは当然だと。これは入庁してから職員はみんな思ってたって入ってきておると思うんですよ。だけど、そういう部分でくじける者がいるからこそ、私、質問しよるわけなんですよ。でも、そういう気持ちで言われたと思うけど、いろいろ起こりますから、私はそういう気持ちの方たちがこういうふうになっていくということの要因のことを今、市長にお尋ねしたんですよ。だけん、全体の部分、間違いじゃないとですよ、間違いじゃないです。市職員として採用されて全体の奉仕者としてやっていかにや。その気持ちがかくじける要因が今非常に多発しているの、そこら辺は要因としてあるんじゃないですかという質問をしよるんですけど、そういうことでしょう。私の言っていることに特に何かあるなら付け加えてください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

末吉議員さんのおっしゃるとおりだと思います。ですが、やはり公務員として日々自覚を持たないといけないという気持ちで私は申し上げているわけでございまして、やはり折々にそういう部分がマンネリ化によって薄れていくのであるならばいけないなと思いますし、もう一つは今ストレスという部分でも同じように感じるわけでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

いろいろ言いませんけど、私はこの親睦会費を使い込んだ2番目の職員ですね、これについては、したほうは悪いです。市長が言う全体の奉仕者という観点からも悪いです。だけど、そこを分析して対応していかないかと。これは提言の中で言いますけどですね。そこは市長も十分分かって言っていると思いますので、再度は聞きません。

コメントを加えると、国のほうは予算をぼんと、金をぼんとやるけど、人的パワーは何もないですね。結局、基礎自治体のほうはコロナ対策でもいろんな業務、県との連携とか、それは疲弊するだろうと思います。そこら辺は、そこを所管する総務課になるかな、ちょっとお尋ねしますが、やっぱり時間外は増えているでしょう。どうですか。言っていなかったからあれかもしれないけど、分かるなら教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

すみません、数字的な分は御用意していませんけれども、コロナ禍で一旦事業等の中止等で減ってきた時間外ではございましたけれども、ちょっとまた近年、増加傾向でございます。

その内容といたしましては、やはりコロナに対する給付金の関係とか、ある部署に特定したところに特化して増えてきておるのも事実でございます。災害がある場合は、もちろん事業課のほうに集中いたしますし、そういった感じで、一旦減ったやつが今少し増えてきておるというところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

そういう点でいうと、時間外が増えるということは、当然公務員として、市長も言った全体の奉仕者としてせないかんことをしていかないかんけど、そこら辺をトータルの見て、時間外が少なくなるようにしていくと、いろんな部分の合理化といったら言葉が悪いので、適切に対応して、そういう視点も幹部職員のほうには持っていただきたいという要望だけしておきます。そして、あと具体的なことはまた事項3でします。

これは一番市長のほうは、今組織としての対応の不備、また、職員の環境の厳しさと、今を取り巻くコロナ災害等の厳しさ、これはもう市長も認められて、何とか全体の奉仕者としての使命を果たしていかないかんけど、そこら辺は適切にケアしていくような方法はするということでは言われました。市長もこれは出ると多分分かってあると思いますけど、市長答弁で2ページ目に、公務に対する市民の信頼を確保してまいりますという言葉が答弁としてあります。公務の信頼の観点から市長に質問します。

市長は施政方針冒頭で職員の不祥事についてコメントされています。大事なことです。だけど、私は重要なことを市長は触れていないんじゃないかと思います。部下職員に触れる前に自分自身のことについて触れるべきではないかと。自分を顧みて、そして職員とともにというようなことを言いたいんですけど、中島議員のほうから過去のことでの優生思想の発言、これについては報酬減額とか、そういうことをされました。そういうことで、市民の信頼を大きく損ね、また直近では、これは大きいと思うんですけど、令和4年8月13日に2か所のみたままつり出席の公務を失念されたことです。令和4年第3回市議会、9月議会ですね。中島議員の質問に失念していたということの謝罪はありました。それは私は謝罪されていたことは認めます。私は当日もちろん案内状をもらって、私もみたままつりの献灯式に行っております。

その場でも、あら、市長はと。あれは市の関係者はというような言葉を発してあるのを私も残っておったんですよ。それで、9月議会において中島議員のほうからこのことが出ておりました。私はみやま市遺族会の高田支部長に2回この公務の出席、失念についての経緯を聞きました。るるは言いません。印象に残る言葉は、この式典は出席を失念されるような事柄ですかねと余韻を残して嘆いておられました。また当日、午後9時ぐらいまで式場の片づ

けをしながら市長の連絡を待っていたというようなことも聞いております。結果的には公務欠席後3日目の8月16日に市長が謝罪に来られたということです。支部長は8月15日、県が主催する戦没者追悼式に出席されています。追悼式に先立って開かれた語り部の会で、中学生、高校生に講和をされています。地元の慰霊祭、市長が失念した悔しさを支部長は感じられるから、今言った失念されるような事柄ですかねという言葉になったと私は思います。

本題に戻りますけど、このようなことは職員のモラル低下に大きく私は影響するんじゃないかと思いますよ。ましてや、9月議会で公務失念の時間帯に何をされたかという説明はされておりません。答弁をよく見ますと最後に質問されて、もうよか答弁はというような話にはなっております。だけど、質問の過程の中で答弁するというような感じのところはなかったです。

それで、市長に2問質問します。

職員はこのような市長の姿勢をどういうふうに評価すると思いますか。大事なことは説明責任として公務欠席の時間帯、失念して何をされておったかと。私はそれをもってどうこう言うつもりはないですよ。だけど、そこは説明責任の範疇で市長はされるべきじゃないかと私は思うんですよ。それに一つ付け加えます。質問じゃない。これは人事担当のほうに聞きますけど、失念ということによって、道路交通法関係の失念ということで懲戒処分があっている事例がありますよね。まずそれを聞きます。プライバシーがあるから具体的に言う必要はないです。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

免許証の更新の分で1件ございました。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

今言ったように、失念ということで道路交通法に関係することが起きております。それで懲戒処分です。それに対し、同じ公務、どちらがどうというのは自己の判断だから、自分の判断だからもういろいろ言いませんけど、私が一番言いたいのは、そういうような処分を受ける職員がおられたということと、そういう公務を失念したと。だから、その時間帯はこう

こうこうだという真摯な説明があつてこそ市職員のモチベーションが上がるんじゃないかという気持ちで質問しております。先ほど言いました、市長のこのような姿勢を市職員はどう評価するか、公務の時間帯、失念した時間帯に何をされたか、この2点をお尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

末吉議員さんの質問にお答えします。

やはり私の公務の失念に対しまして、本当に遺族会の方に対しては申し訳ないと深く深く反省をしておるわけでございますし、今でも申し訳ないという気持ちでいっぱいでございます。

市の職員は、市長のこのような姿勢をどう評価するかということでございますけれども、評価については私のほうからどう評価するかということはなかなか判断はつかないわけございまして、私としては非常に申し訳ないということしか申し上げる言葉はございません。

また、公務欠席の時間何をしていたのかということですが、やはりみたままつりは戦没者慰霊の御遺族をしのんで哀悼の意を表し、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝える大切な式典であると十分認識しておるところでございます。議員御指摘のとおり、このような大切な式典を失念するということは本来あつてはならないことだと認識をしております。にもかかわらず、当日につきましては、この間なかなか申し上げることはできなかったんですけど、朝からいろんなごたごたが続いて様々なことに追われておりました。式典の時間帯には何ということもないというか、雑多なことをやって完全に失念をしていたということで、先ほど言いましたごたごたしていたということは理由にはならないと思いますけれども、それは十分理解しております。ですが、本当に深く深く反省を申し上げ、高田地区、山川地区の両支部長の方にはおわびに参った次第でもございますし、私のスケジュール管理の甘さであるということで、深く深く反省しておるわけでございます。

改めまして、遺族会の皆様並びに市民の皆様におわびを申し上げさせていただきたいと思っております。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

今理由を、その時間帯は何をしていたかということで、いろんな家庭の事情かなんか、いろいろ予想もしない出来事があって、そちらに気を取られて忘れるということはあるかと思います。私は最初に9月定例等でそういうところを話されてすると、私は今日しなくていいし、その反省の下に今度は不祥事が多発するようなことについてのトップとしてやっていきますという言葉に重みが出てくるんじゃないかと思うんですよ。だから、どうしてもこれには触れざるを得ないし、また、市長も触れられるということは分かってあったと思います。

これは市長の手元にもあると思います。読売に載ってあるこの方は、本当に読まれたら悲惨な戦争体験の下で、お父さんが戦争に行かれて亡くなられて、お母さんから見放されて、そういう中で育って、そういう遺族会長さんですよ。そういう方に対しての思いは市長もあるかと思いますが、やっぱりそこははじめをつけないと、こういう議会の場で聞かれたら、私は聞きました、前回も聞かれておるけどですね。なぜここまで言うかという、やっぱり最初言いました、今から再生した姿で施政方針で言われた政策等をやっていくということをしていかないかんから、そういう意味では絶対必要なこの場面ということでお聞きしたわけです。

それと、あと一つ言っておきますけど、同じ失念でも懲戒処分を受けられた方もあるわけですよ。その重い、軽いは自己の判断ですけどね。

それと、職員がどう評価するかということは私は分かりませんというのは、私は答えとしては寂しいですよ。私も県の中であるところの長をしておりました。市長は学校長として。自分がおった時代に、県の行政事務の中では職員から逆評価も受けるんですよ。だから、常にやっぱり自分は身を正して、それは完全無欠な男でも何でもありません。だけど、やっぱりそこら辺は常に思って行動していたつもりです。そういう中でいくと、市長も教育者、これを言うとあまり好きなさだろうけど、やっぱりトップがそういうことをしておって、さあ、綱紀を保持しなさいよというのは、やっぱり職員としては疑問を持つ人がおるとは思われませんか。市長、答弁をお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

末吉議員さんがおっしゃることはごもっともだと思います。私もやはりその失念に対して市職員はどう思うか分かりませんが、決していい思いはしていないというのは思いま

す。ですから、その反省の上に立ってしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

その言葉ですよ。やっぱりいい思いはしないと思いますよ。市長が言ってあった全体の奉仕者として頑張っていこうという気持ちを進める上では、市長もやっぱりそこら辺はそういうふうに思われてしていくと。今、そういう愚直とかそういうことは言っていないけど、言葉として言われたから、そこはそこで私は理解しようと思いますけど、市長によろしいですかというのも不思議ですけど、そういうことでしょう。

不祥事が起こると新聞にいろいろ載るんですよ。市長の件も西日本新聞の筑後版には大きく載っております。それで、いいことが10個載ったって、一、二個の不祥事ということで、みやま市の公務に対する信頼等が崩れていきます。ここに持つておるだけでも幾つかあります。こういうことが二度と起こらない決意を市長もされておると思います。また、組織全体としても要の部長さんたち、持つてしていかれると私は理解しております。

ということで、一番原因の中でいろんな方策等、あるいは具体的事項1でもどういう事案が起きたか、どういう対応をしたかとかというようなことを説明していたので、それを総括するような意味で具体的事項3に移りたいと思います。

具体的事項3、これは非常に前向きに答弁していただいたと思います。次の3点ですがというようなことで答弁されていますけど、私、通告書に書いておったと思うんですけど、県の中でもいろんな事案があって、通告書の政策提言に書いておりますけど、県においても公金に係る不始末、情報公開の不始末、県職員に係る旅費・超勤の不正問題、セクハラ、パワハラ、収賄等いろんな事案が発生しています。現に私も自分が関わったという意味じゃなくて、関わったということは一つあります。後でそれは言います。

そういうことで県もあるけど、さっき資料2で比較したように、みやま市は非常に多いと、もうこれ以上は言いません、多いということで政策提言です。ここについては先ほど言いましたように、答弁書の中にいろいろ、私は前向きにさせていただいておると思います。それについて、自分の経験談を含めてちょっと話させていただきますけど、通告書に3点政策提言でございますがということで書いてあって、対面研修、個人面談、監査に関する要請等3点についての取組は、今後、実施していきたいというようなことで、まず第1番目の職員行動規範

を示した上で、所属長が対面研修を行いますというふうにされております。これは私が政策提言しているのは部長による公務員の服務規律に係る対面の研修、これは毎年毎年するから、受ける職員も、ああ、こんなもんかというような感じで受けられる面もある。私も実際所属長として研修したこともあります。だから、その結果は、その研修の中で不祥事を起こした場合にどれだけ不祥事をした者が経済的損失を受けるかとか、いろんな場合を事例的に説明しながら、年に1回、自分の心を戒めていくというような意味で、ここはやっぱり行動規範に非常に寄与しているんですよ。それは私、自分を含めて実感として思っております。これは多分、三重野副市長も県におられたから分かるだろうと思いますけど、同じことの繰り返しですけど、やっぱりそこでまた飲酒運転して捕まったら退職金はパアになるんだなと、さらに思うんですよ。そういう意味で年に1回の研修が絶対必要じゃないかという思いを含めて書いておりますけど、ここに答弁で対面研修をちゃんとしますということになっているので、大いにやってください。

次に、2番目の個人面談、上司面談することとし、業務に関すること以外も含め、職員の悩み事相談ができる体制を充実しますと。これは先ほどから言いよったメンタルというような部分とか、くどいようですけど、市長の真意は同じということを前提に話しますけど、全体の奉仕者であることは当然なんですよ、入庁したら。6か月の条件付採用になって採用されて、それで、そういうものを守ってやっていこうと思う中でいろんなことが出てくると。県の中でいうと、土木事務所関係でやっぱり収賄もかなり出たんですよ。そういうのには必ず起因する何かがあるんですよ。自分が実際知っているのは、何かえらいあれはいろんなものを、ウナギ飯おごってくれるとか、あれは何で金回りのよかつちゃろうかとか、その人はとうとうやっぱり不正をしていました。そのときはまだ個人面談とかはないような時代だったからですね。だけど、この個人面談というのは本人のことだけでなく周りのこともある程度いろいろ聞けるんですよ。心配してということですよ。そういう意味で、個人面談というのは非常に私はいいいことじゃないかと思います。政策提言してそれをしてもらうのがいいことということではなくて、本質的にいいことじゃないかと思います。

最後に、3番目の監査に対する取組は、地方自治法の規定で、監査委員に対して適宜実施してまいります。これはあくまでも市長の権限の範囲内で答えてくださいという前提にしていますから、私はこの答弁で満足しています。

というのは、元県職員であった三重野副市長には全然関係ない。私はその当事者、いわゆ

る旅費、超勤問題です。県も約30年かな、28年か前かぐらいに、県職員は旅費、超勤等について不正をやっておりました。全体、全員です。そういうことで、これは大きく新聞に載りました。当時の知事も本当に苦悩の決断の中で全部出せということで、そして、私も金銭の賠償をしております。県幹部の中には1,000千円単位の金額で返しております。これは悪しき習慣がそのまま残って、それを何か忘れてしまっているわけですね。市長あたりも事例として知ってあるやろうと思うんですけど、教育長も知ってあるでしょう。そういう不幸事を起こして、私もそのときに弁済をしております。その後にはですが、こういうことは絶対起こしちゃいかんということで監査の強化でどういうことがあったかということ、それは県のことを話しているんですよ、市のことじゃないですから。特別監査といって抜き打ちです。朝来たら監査の人がおると。あくまでも財務監査ですよ。というようなことで、やっぱりこれは今も県は続いているかどうか私は分かりませんが、ある意味非常に防止になるというようなことで、市長の権限の範囲内でこの監査の充実をしてくださいということでお願いしておいて、それについてもやっていくということですので、非常にいいんじゃないかと私は思っております。

それで、お尋ねしたいのが、この中で対面研修は所属長が対面で、2番目の上司面談、これは私は部長がというふうなことで書いておったんですけど、この辺どういうふうに思われますか。これは事務方でもいいですよ。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

個人面談につきましては、末吉議員からの提言には部長による個人面談ということでしたけれども、こちらのほうといたしましては、上司ということで直属の上司でございます。係員については係長、係長については課長、課長については部長が面談を行うということで考えておるところでございます。

以上です。（「所属長は」と呼ぶ者あり）

すみません、所属長につきましては、所属の長、課長でございます。研修の部分についてはそうでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

これは執行部のほうは一番妥当と、一番いいということで考えてもらえればいいけど、いわゆる日常業務している係の中の係長さんが聞いてもいろんな部分がなかなか集まってこんです。それで、言えないと。やっぱり上の人が話を聞いて、そして、いろんなことが全体的に部長は把握ができる。いろんな一つのことについて、こっちのほうの話とこっちの話は違う場合もあるんですからですね。さっき言いよった県の事例で言わないと、私の事例で言わないと、えらい昼飯おごる回数が多くなったばいとか、こっちはそげん感じらんですよとか、どこが言わにやならんやろうかと、お金使いはどうだろうかと、そういう意味では、一定のポイントのある方に集約した形でされるほうがいいんじゃないかと私は思います。だけど、それはもうそちらの判断だからですね。私はそういうことを言っておきます。

そういうことで、監査については地方自治法第199条に市長が関わるができるところがあると思いますので、そういうところでやっていただきたいと思います。

不祥事が起こるから政策を進める上での信頼がなくなるといかんというようなこともありますけど、あと一つ重要な側面は、職員を守るということがあるんですよ。意識づけをすることによって、職員を守るということは不祥事が起きないということなんですよ。そういう両面性があるということは市長も分かれると思いますから、知ってあると思いますから、やっぱり職員は守ってやらないかんですよ。それは研修等でできるんですから、そこを強くお願いします。

もう時間もありませんので、最後の質問としたいと思います。

市政を運営するに当たって、施政方針の施策を遂行するに当たっても、みやま市の行政に対する信頼が非常に重要と判断します。そこで、不祥事撲滅の決意を市長に再度思いを込めて聞かせてください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

このたびの不祥事に関しまして、幾つも事案が重なって非常に私も憂慮している部分もございます。ですが、末吉議員の3つの提言もございます。そういうことを踏まえて、本市の職員のコンプライアンスの確立、そして、コンプライアンスを守るとことは自分を守ること、そういうことをしっかり自覚して、みやま市民の皆様方の信頼を取り戻したい

としっかり思っております。（「市長も含めてのコンプライアンスやろうもん」と呼ぶ者あり）はい、もちろん私もコンプライアンスを（「言葉で言ってくれんですか」と呼ぶ者あり）しっかり守ってまいります。そして、市の職員、しっかりコンプライアンスを守って自分の職、また、このみやま市を守り発展させるという意識をしっかり持ってもらいたいと強い決意を思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

再度確認しますけど、市長を含めてということで今の発言ですよね。議会報に書いたりせずにやいかんで、ちょっと確認の意味で言いました。

市長もなかなか今日、最後の最後にこういうことを言われるのは、気持ちはよくないと私も理解します。最後の最後にするほうも嫌です。だけど、やっぱり新しいみやま市、市長のトップセールス、あるいは市長の下でやっていくには、これはもう避けて通れないと思って私はしております。だから、みやま市民から信頼される組織体になってもらいたいということを切にお願いして終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、一般質問はこれで全部終了いたしましたけれども、皆さん方にお諮りをいたします。議事の都合によりまして12月9日の1日間、12日から15日までの4日間を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、12月9日の1日間、12日から15日までの4日間を休会にすることと決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は12月16日となっておりますので、皆さん方には御承知おきをお願いしておきたいと思います。

午後 3 時34分 散会